

2020年11月27日  
三菱原子燃料株式会社

## 6次申請 第1回補正と11月20日面談コメント反映案の比較（速報版）

（第1回補正申請書の頁番号順に並べております）

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2) を反映

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
加工棟 成型工場 廃液処理室	廃液処理設備(4) 集水槽	1基	改造	{760}	廃液処理設備(4) 集水ピット	1基
				{761}	廃液処理設備(4) 液位高警報設備(集水ピット)	1式
工場棟 転換工場 廃棄物処理室	廃液処理設備(5) 乾燥機	1基	新設 <sup>45</sup>	{771}	廃液処理設備(5) 乾燥機	1基
付属建物 第1廃棄物 処理所 廃棄物処理室	焼却設備 集塵機	1基	改造	{792}	焼却設備 集塵機	1基
付属建物 第1廃棄物 処理所 廃棄物処理室	焼却設備 クレーン	3基	改造	{797}	焼却設備 クレーン	3基
付属建物 第3廃棄物 倉庫	保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(5)	1式	改造	{822}	保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(5)	1式
付属建物 第3廃棄物 倉庫	保管廃棄設備 クレーン	1基	変更なし	{823}	保管廃棄設備 クレーン	1基
屋外	付属建物 除染室・分析室	1式	改造 <sup>42</sup>	{851}	付属建物 除染室・分析室	1式
屋外	付属建物 第1廃棄物処理所	1式	改造	{865}	付属建物 第1廃棄物処理所	1式
屋外	付属建物 第2廃棄物処理所	1式	改造	{869}	付属建物 第2廃棄物処理所	1式
屋外	付属建物 第3廃棄物倉庫	1式	改造	{876}	付属建物 第3廃棄物倉庫	1式
屋外	付属建物 第1廃棄物処理所前室	1式	新設	{880}	付属建物 第1廃棄物処理所前室	1式

75

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
加工棟 成型工場 廃液処理室	廃液処理設備(4) 集水槽	1基	改造	{760}	廃液処理設備(4) 集水ピット	1基
				{761}	廃液処理設備(4) 液位高警報設備(集水ピット)	1式
工場棟 転換工場 廃棄物処理室	廃液処理設備(5) 乾燥機	1基	新設 <sup>45</sup>	{771}	廃液処理設備(5) 乾燥機	1基
付属建物 第1廃棄物 処理所 廃棄物処理室	焼却設備 集塵機	1基	改造	{792}	焼却設備 集塵機	1基
付属建物 第1廃棄物 処理所 廃棄物処理室	焼却設備 クレーン	3基	改造	{797}	焼却設備 クレーン	3基
付属建物 第3廃棄物 倉庫	保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(5)	1式	改造	{822}	保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(5)	1式
付属建物 第3廃棄物 倉庫	保管廃棄設備 クレーン	1基	変更なし	{823}	保管廃棄設備 クレーン	1基
屋外	付属建物 除染室・分析室 <sup>45</sup>	1式	改造 <sup>42</sup>	{851}	付属建物 除染室・分析室	1式
屋外	付属建物 第1廃棄物処理所	1式	改造	{865}	付属建物 第1廃棄物処理所	1式
屋外	付属建物 第2廃棄物処理所	1式	改造	{869}	付属建物 第2廃棄物処理所	1式
屋外	付属建物 第3廃棄物倉庫	1式	改造	{876}	付属建物 第3廃棄物倉庫	1式
屋外	付属建物 第1廃棄物処理所前室	1式	新設	{880}	付属建物 第1廃棄物処理所前室	1式

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
<p>*1: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。          *2: 既設のシャッタを撤去し、新規に鉄扉を製作し設置する。          *3: 既存設備を撤去し、新規に製作し設置する。基数を変更する(2基→4基)          *4: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については、5次申請で申請している。本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。          *5: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については、4次申請で申請している。本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。</p> <p>放射線管理棟、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物除染室・分析室の新規制対応工事に先立ち、工事のために取り外しが必要な放射性廃棄物の廃棄施設である設備・機器(固体廃棄物処理設備、廃液処理設備(3)、除染設備の各々の一部)を取り外す。</p> <p>○放射線管理施設          加工棟成型工場、付属建物第3核燃料倉庫の新規制対応工事に先立ち、工事のために一時的に取り外しが必要な放射線管理施設である設備・機器(放射線管理施設(エアスニファ及びビグストモニタ)の一部)を取り外す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。</p>	<p>*1: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。          *2: 新規に鉄扉を製作し通路(1)に設置する。なお、既存のシャッタは残置する。          *3: 既存設備を撤去し、新規に製作し設置する。基数を変更する(2基→4基)          *4: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については、5次申請で申請している。本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。          *5: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については、4次申請で申請している。本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。          *6: 当該建物の、鉄扉の一部について申請する。</p> <p>放射線管理棟、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物除染室・分析室の新規制対応工事に先立ち、工事のために取り外しが必要な放射性廃棄物の廃棄施設である設備・機器(固体廃棄物処理設備、廃液処理設備(3)、除染設備の各々の一部)を取り外す。</p> <p>○放射線管理施設          加工棟成型工場、付属建物第3核燃料倉庫の新規制対応工事に先立ち、工事のために一時的に取り外しが必要な放射線管理施設である設備・機器(放射線管理施設(エアスニファ及びビグストモニタ)の一部)を取り外す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。</p>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2)を反映</p>

6次申請 第1回補正(三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
<p>*1: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。  *2: 既設のシャックを撤去し、新規に鉄扉を製作し設置する。  *3: 既存設備を撤去し、新規に製作し設置する。基数を変更する(2基→4基)  *4: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については、5次申請で申請している。本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。  *5: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については、4次申請で申請している。本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。</p> <p>放射線管理棟、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物除染室・分析室の新規制対応工事に先立ち、工事のために取り外しが必要な放射性廃棄物の廃棄施設である設備・機器(固体廃棄物処理設備、廃液処理設備(3)、除染設備の各々の一部)を取り外す。</p> <p>○放射線管理施設  加工機成型工場、付属建物第3核燃料倉庫の新規制対応工事に先立ち、工事のために一時的に取り外しが必要な放射線管理施設である設備・機器(放射線管理施設(エアスニファ及びダストモニタ)の一部)を取り外す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。</p>	<p>*1: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。  *2: 新規に鉄扉を製作し通路(1)に設置する。なお、既存のシャックは残置する。  *3: 既存設備を撤去し、新規に製作し設置する。基数を変更する(2基→4基)  *4: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については、5次申請で申請している。本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。  *5: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については、4次申請で申請している。本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。  *6: 当該建物の、鉄扉の一部について申請する。</p> <p>放射線管理棟、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物除染室・分析室の新規制対応工事に先立ち、工事のために取り外しが必要な放射性廃棄物の廃棄施設である設備・機器(固体廃棄物処理設備、廃液処理設備(3)、除染設備の各々の一部)を取り外す。</p> <p>○放射線管理施設  加工機成型工場、付属建物第3核燃料倉庫の新規制対応工事に先立ち、工事のために一時的に取り外しが必要な放射線管理施設である設備・機器(放射線管理施設(エアスニファ及びダストモニタ)の一部)を取り外す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。</p>	<p>コメント No.2600(NRA コメント No.1120-全般3)を反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメント No.2602(NRA コメント No.1120-全般5)を反映

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析設備 廃水タンク <sup>*1</sup>	1基	改造 <sup>*2</sup>	[907]	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫 <sup>*1</sup>	1基	新設	[907]	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 物性測定設備 比表面積測定装置 <sup>*1</sup>	1基	変更 なし	[908]	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 物性測定設備 嵩密度測定装置 <sup>*1</sup>	1基	変更 なし	[908]	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 物性測定設備 平均粒径測定装置 <sup>*1</sup>	1基	改造	[908]	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 試料回収ボックス (不 純物分析設備付帯設 備) <sup>*1</sup>	1基	改造	[909]	分析設備 試料回収ボックス (不 純物分析設備付帯設 備)	1式

\*1: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については、5次申請で申請している。本申請においては、当該設備・機器の機能、性能、複数ユニットの臨界安全に係る事項について申請する。

\*2: 既設を撤去し、新規に製作し設置する。

付属建物第3核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫の新規制対応工事に先立ち、工事のために一時的に取り外しが必要なその他の加工施設である設備・機器(非常用設備の緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備の各々の一部及び屋外に設置している付属設備の一部)を取り外す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。

(2) 設計及び工事の方法  
設計及び工事の方法を別添1に示す。

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析設備 廃水タンク <sup>*1</sup>	1基	改造 <sup>*2</sup>	[907]	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫 <sup>*1</sup>	1基	新設	[907]	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 物性測定設備 比表面積測定装置 <sup>*1</sup>	1基	変更 なし	[908]	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 物性測定設備 嵩密度測定装置 <sup>*1</sup>	1基	変更 なし	[908]	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 物性測定設備 平均粒径測定装置 <sup>*1</sup>	1基	改造	[908]	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 試料回収ボックス (不 純物分析設備付帯設 備) <sup>*1</sup>	1基	改造	[909]	分析設備 試料回収ボックス (不 純物分析設備付帯設 備)	1式

\*1: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については、5次申請で申請している。本申請においては、当該設備・機器の機能、性能、複数ユニットの臨界安全に係る事項について申請する。

\*2: 既設を撤去し、新規に製作し設置する。

付属建物第3核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫の新規制対応工事に先立ち、工事のために一時的に取り外しが必要なその他の加工施設である設備・機器(非常用設備の緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備の各々の一部及び屋外に設置している付属設備の一部)を取り外す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。

(1) 設計及び工事の方法  
設計及び工事の方法を別添1に示す。

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

別表イ設-81 乾燥トレイ用台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥トレイ用台車(1) 乾燥トレイ用台車(2)	主要な構造材	柱(乾燥トレイ用台車) はり(乾燥トレイ用台車)	
	ウランを取り扱う部 位	乾燥トレイ 乾燥トレイ用台車(パネル)	
	その他	ストッパー 固定ワイヤ	

事業許可との対応：(181)

別表イ設-81 乾燥トレイ用台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥トレイ用台車(1) 乾燥トレイ用台車(2)	主要な構造材	柱(乾燥トレイ用台車) はり(乾燥トレイ用台車)	
	ウランを取り扱う部 位	乾燥トレイ用台車(パネル)	
	その他	ストッパー 固定ワイヤ	

事業許可との対応：(181)

コメント No.2615(NRA コ  
メント No.1120-閉込1)を  
反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

別表イ設-82 明け替えフードボックス① 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
明け替えフードボックス①	主要な構造材	柱(明け替えフードボックス①、②) はり(明け替えフードボックス①、②) 柱(明け替えフードボックス①(ホッパ)) 柱(乾燥トレー時受コンベア部架台) はり(乾燥トレー時受コンベア部架台)	
	ウランを取り扱う部位	ホッパ 気送配管 粉末配管 フードボックス(パネル)  SUS容器* 乾燥トレイ	
	その他	アンカーボルト(明け替えフードボックス①、②) 取付ボルト(明け替えフードボックス①(ホッパ)) アンカーボルト(乾燥トレー時受コンベア部架台) 排気配管 ブロワ オイルパン 遮熱板 フードボックス(パネル)	

事業許可との対応：(182)、(183)、(185)

\*：2次申請 別表へ設-1

別表イ設-82 明け替えフードボックス① 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
明け替えフードボックス①	主要な構造材	柱(明け替えフードボックス①、②) はり(明け替えフードボックス①、②) 柱(明け替えフードボックス①(ホッパ)) 柱(乾燥トレー時受コンベア部架台) はり(乾燥トレー時受コンベア部架台)	
	ウランを取り扱う部位	ホッパ 気送配管 粉末配管 フードボックス(パネル)  SUS容器*	
	その他	アンカーボルト(明け替えフードボックス①、②) 取付ボルト(明け替えフードボックス①(ホッパ)) アンカーボルト(乾燥トレー時受コンベア部架台) 排気配管 ブロワ オイルパン 遮熱板 フードボックス(パネル)	

事業許可との対応：(182)、(183)、(185)

\*：2次申請 別表へ設-1

コメント No.2615(NRA コメント No.1120-閉込1)を反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメント No.2603(NRA コメント No.1120-地震1)を反映

表二設-16 漏電漏液検査装置 仕様表 (2/2)

地震による損傷の防止	[8.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [8.1-設2] 増設力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [64]燃料移送装置(集電式) 第2期 燃料移送装置(集電部)部材: [ ] 燃料移送装置(集電部)アンカーボルト: [ ] 燃料移送装置(集電部)部材: [ ] 燃料移送装置(集電部)アンカーボルト: [ ] 燃料移送装置(集電部)部材: [ ] 燃料移送装置(集電部)アンカーボルト: [ ]
漏液による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの危険	[10.1-設5] 可燃性物質の落下を防止する(ストッパー)。
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
漏水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 漏水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全距離確保	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される漏液状況、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(遮断、閉じ込め、遮蔽等)を確保できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
目目及び構造	-
搬送設備	-
可燃性物質の貯蔵施設	-
監視設備等	-
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
可燃性物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
消防設備	-
その他事業許可で求める仕様	[69-設3] F3 電位による建物の懸吊構造を考慮し、F3 電位に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図二設-2、図二設-20

注 加工建設の技術標準に関する規制第三項 重大事故防止規程 第四項(第三項は該当しない)。  
凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当箇所の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工建設の技術標準(第四項)項、項番号、及び設計番号、又はその事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工建設の技術標準(第四項)項に対する設計番号「設1」を示す。  
[69-設1]は、その事業許可で求める仕様に関する設計番号「設1」を示す。

表二設-16 漏電漏液検査装置 仕様表 (2/2)

地震による損傷の防止	[8.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [8.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [64]燃料移送装置(集電式) 第2期 燃料移送装置(集電部)部材: [ ] 燃料移送装置(集電部)アンカーボルト: [ ] 燃料移送装置(集電部)部材: [ ] 燃料移送装置(集電部)アンカーボルト: [ ] 燃料移送装置(集電部)部材: [ ] 燃料移送装置(集電部)アンカーボルト: [ ] 燃料移送装置(集電部)部材: [ ] 燃料移送装置(集電部)アンカーボルト: [ ]
漏液による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの危険	[10.1-設5] 可燃性物質の落下を防止する(ストッパー)。
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
漏水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 漏水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全距離確保	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される漏液状況、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(遮断、閉じ込め、遮蔽等)を確保できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
目目及び構造	-
搬送設備	-
可燃性物質の貯蔵施設	-
監視設備等	-
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
可燃性物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
消防設備	-
その他事業許可で求める仕様	[69-設3] F3 電位による建物の懸吊構造を考慮し、F3 電位に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図二設-2、図二設-20

注 加工建設の技術標準に関する規制第三項 重大事故防止規程 第四項(第三項は該当しない)。  
凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当箇所の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工建設の技術標準(第四項)項、項番号、及び設計番号、又はその事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工建設の技術標準(第四項)項に対する設計番号「設1」を示す。  
[69-設1]は、その事業許可で求める仕様に関する設計番号「設1」を示す。



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメントNo.2603(NRA コメントNo.1120-地震1)を反映

表二設-17 γ線走査装置 仕様表 (2/2)

地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力が耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [4(6)γ線走査装置] 第2項 γ線走査装置支持脚部材: [ ] γ線走査装置支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 ※2: 耐震重要度分類が上記の地震力が作用しても、上記の分類に属する設備・機器が破損的経路をたどらな設計とする。
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-
人の不意な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	-
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
漏水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を決定する。 [12.1-設7] 漏水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の適宜時に想定される温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（観測、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
燃料物質量の貯蔵施設	-
警報設備等	-
放射線管理施設	-
遮断設備	-
燃料物質量等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通報連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[60-設3] F3電巻による建物の倒壊損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。 [2-設2、図二設-2]

注 加工機種の仕様基準に関する規制第三巻 重大事故特別規制 第29条~第30条は適用しない。  
凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「既 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当箇所の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工機種の仕様基準中の条番号、項番号、及び設計番号、又はその事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工機種の仕様基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[60-設1]は、その事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表二設-17 γ線走査装置 仕様表 (2/2)

地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力が耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [4(6)γ線走査装置] 第2項 γ線走査装置支持脚部材: [ ] γ線走査装置支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 ※2: 耐震重要度分類が上記の地震力が作用しても、上記の分類に属する設備・機器が破損的経路をたどらな設計とする。
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-
人の不意な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	-
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
漏水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を決定する。 [12.1-設7] 漏水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の適宜時に想定される温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（観測、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
燃料物質量の貯蔵施設	-
警報設備等	-
放射線管理施設	-
遮断設備	-
燃料物質量等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通報連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[60-設3] F3電巻による建物の倒壊損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。 [2-設2、図二設-2]

注 加工機種の仕様基準に関する規制第三巻 重大事故特別規制 第29条~第30条は適用しない。  
凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「既 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当箇所の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工機種の仕様基準中の条番号、項番号、及び設計番号、又はその事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工機種の仕様基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[60-設1]は、その事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメント No.2620(NRA コメント No.1120-閉込6)を反映

表へ設-1 シリンダ貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基いて設計(注)	地震による損傷の防止	[8.1-設1] 耐震重要度区分する。 [8.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [8.1] シリンダ貯蔵架台 第1種 シリンダ貯蔵架台(1)、(2)部材: シリンダ貯蔵架台(1)、(2)アンカーボルト: (新規) シリンダ貯蔵架台(3)部材: シリンダ貯蔵架台(3)アンカーボルト: (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの防止	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	漏水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在割合を温水水位(100mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設14] UGシリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全距離確保	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の過常時及び設計基準事故発生時に想定される過渡状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(遮断、閉じ込め、遮蔽等)を具備できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	放射性物質の貯蔵施設	-
	監視設備	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	放射性物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[00-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(16程度)に対して十分な強度を有するよう、第1種の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [00-設2] 最大貯蔵量: 52,182kgU (UGシリンダ×34) [00-設3] F3 電巻による建物の覆傷損傷を考慮し、F3 電巻に耐えるようボルトで固定する。
	注付欄	注へ設-1 図へ設-1

注 加工建設の経路基準に関する別冊第三巻 重大事故等対応施設 第20条-第20条は該当しない。  
凡例 ( ) 内に示す数字: 事業許可の「安全機能を有する施設の安全機能」における設計番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工建設の経路基準の条番号、項番号、及び設計番号。又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) (4.1-設1)は、加工建設の経路基準第4条第1項に対する設計番号を示す。  
[00-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

表へ設-1 シリンダ貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基いて設計(注)	地震による損傷の防止	[8.1-設1] 耐震重要度区分する。 [8.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [8.1] シリンダ貯蔵架台 第1種 シリンダ貯蔵架台(1)、(2)部材: シリンダ貯蔵架台(1)、(2)アンカーボルト: (新規) (1部分) シリンダ貯蔵架台(3)部材: シリンダ貯蔵架台(3)アンカーボルト: (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの防止	[10.1-設5] UGシリンダを貯蔵するに該当する。(チェーン・ロック)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	漏水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在割合を温水水位(100mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設14] UGシリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全距離確保	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の過常時及び設計基準事故発生時に想定される過渡状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(遮断、閉じ込め、遮蔽等)を具備できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	放射性物質の貯蔵施設	-
	監視設備	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	放射性物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[00-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(16程度)に対して十分な強度を有するよう、第1種の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [00-設2] 最大貯蔵量: 52,182kgU (UGシリンダ×34) [00-設3] F3 電巻による建物の覆傷損傷を考慮し、F3 電巻に耐えるようボルトで固定する。
	注付欄	注へ設-1 図へ設-1

注 加工建設の経路基準に関する別冊第三巻 重大事故等対応施設 第20条-第20条は該当しない。  
凡例 ( ) 内に示す数字: 事業許可の「安全機能を有する施設の安全機能」における設計番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工建設の経路基準の条番号、項番号、及び設計番号。又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) (4.1-設1)は、加工建設の経路基準第4条第1項に対する設計番号を示す。  
[00-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

別表へ取-1 シリンダ貯蔵架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シリンダ貯蔵架台(1)~(3)	主要な構造材	柱(シリンダ貯蔵架台(1)(2))	
		はり(シリンダ貯蔵架台(1)(2))	
		柱(シリンダ貯蔵架台(3))	
		はり(シリンダ貯蔵架台(3))	
	ウランを取り扱う部位	UF <sub>6</sub> シリンダ #1	
その他	アンカーボルト (シリンダ貯蔵架台(1)(2))		
	アンカーボルト(シリンダ貯蔵架台(3))		

事業許可との対応: [401]

\*1: 5次申請 別表へ取-2

\*2: ANSI N14.1 で規定される 30B シリンダ

別表へ取-1 シリンダ貯蔵架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シリンダ貯蔵架台(1)~(3)	主要な構造材	柱(シリンダ貯蔵架台(1)(2))	
		はり(シリンダ貯蔵架台(1)(2))	
		柱(シリンダ貯蔵架台(3))	
		はり(シリンダ貯蔵架台(3))	
	ウランを取り扱う部位	UF <sub>6</sub> シリンダ #1	
その他	アンカーボルト (シリンダ貯蔵架台(1)(2))		
	アンカーボルト(シリンダ貯蔵架台(3))		
		チェーン (管吊保拵)	

事業許可との対応: [401]

\*1: 5次申請 別表へ取-2

\*2: ANSI N14.1 で規定される 30B シリンダ

コメント No.2620(NRA コメント No.1120-閉込6)を反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映表

備考

コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2)を反映

表ト建-1-6 付風建物除染室・分析室(鉄扉新設)仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	厚狭規免第1711011号(平成28年11月1日付)
設備・機器名称	設備・機器名称	8511建物 付風建物除染室・分析室(鉄扉新設)
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	付風建物除染室・分析室(鉄扉新設)(SD-220:図イ建-3-2参照)	
概要内容	改造 1.建物の改造工事 1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉新設 鉄扉(SD-220)を新設する。なお、除染室・分析室構構(1)の既存シャックは残置する	
用途	1式	
一般仕様	型式	鉄扉
	主要な構造材	表ト建-2-5に示す
	寸法(単位:m)	(鉄扉) 長さ 厚さ
	その他の構成要素	-
	その他の特徴	-
	取扱う核燃料物質の状態	-
	核燃料物質の経路防止	-
	安全機能を有する建物の地盤	[6.1-1] 3) 鉄扉(SD-220)は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物の構造とする。
	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
建設基準に基づく設計内容	外部からの衝撃による損傷の防止	[6.1-1] 1) (概要) ・ 鉄扉(SD-220)の短期許容荷重が、F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧変化による竜巻荷重を上回る構造とする。 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-5、図イ建-3-2~3-4参照
		[6.2-1] 2) (外部火災・爆発、有毒ガス) ・ 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災・爆発源までの距離距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を軽減する壁を置くようにする。 外部火災・爆発影響評価対象の危険物:図イ建-3-7~3-9参照 なお、本表を参照する高圧ガス貯蔵所と付風建物除染室・分析室の距離距離は、危険距離及び危険限界距離を上回っており火災・爆発の影響を受けないが、高圧ガス貯蔵所の周囲を降架(014)鉄筋コンクリート製で囲み、屋根を上方向、及び加工断縁に影響を及ぼすおそれのない構方向に開放する設計とする。また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。
		[6.2-1] 1) (想定標準下火災) ・ 真空落下で発生する火災に対して鉄扉(SD-220)は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の構因とならない。(図イ建-3-10参照)

追表ト建-1-6 付風建物除染室・分析室仕様表(四次申請:表ト建-1-3)(1/15)

事業許可との対応	許可番号(日付)	厚狭規免第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	設備・機器名称	8511建物 付風建物 除染室・分析室
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1)参照	
機器名	付風建物除染室・分析室 壁(内部止水用) 非常用通報設備 非常用ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通話連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
概要内容	改造 1.建物の改造工事 1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う ・柱間補強 除染室・分析室本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで増設し補強する ・鉄骨ブレース交換補強 除染室・分析室本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面破砕補強(耐震性能向上) 除染室・分析室本体の屋根構造部を新たな鉄骨を追加する ・キヤムパンションジョイント改造 工場棟給水工場の建物境界部の既存のキヤムパンションジョイントを改造する 1-2.耐震性能向上のために以下の補強を行う ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、除染室・分析室外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する構造を新設する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために除染室・分析室本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャック交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャックの損傷防止のために除染室・分析室本体の鉄扉及びシャックを新たな鉄扉及びシャックに交換する ・新設直造補強 F1 竜巻荷重に対し、屋頂の損傷防止のために除染室・分析室本体の屋頂の既存桁は残置し、新たな桁を新設する 1-3.延焼防止及びびびり防止に以下の補強を行う ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内蔵下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する	


コメントNo.2599(NRA コメントNo.1120-全般2)を反映

表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室(鉄屑新設) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	-
	漏水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する建設	【14.1-1】 通常時に想定される設置場所の温度・湿度・気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。  【14.2-1】 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立ち入りが必要な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	可燃物等の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	換気施設	-
	可燃物等による汚染の防止	-
	通報	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	送排煙設備	-
その他事業許可で求める仕様	【00-1】 更なる安全確保の向上策として、F3危険(最大風速 20m/s)環境時に付属建物除染室・分析室の設置(SD-220:危険物種ライン対象部位)は防風耐力が、単位面積当たりの重量荷重を上回る。(図イ様-3-2参照)	
添付図	図イ様-1-1 敷地内建物配置図 図イ様-3-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 検査箇所説明図(1階) 図イ様-3-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄屑、シヤッタ配室及び危険物貯蔵ライン(1階) 図イ様-3-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 器具室 図イ様-3-4 工場棟、付属建物 搬送機架台 図イ様-3-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ様-3-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ様-3-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ様-3-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価	

注 加工施設の使用基準に関する規則第三章 第六節放射線施設 第28条~第30条は適用しない。  
凡例 [ ]内に示す数字：事業許可の「安全機能を有する建設の安全機能一覧」における該当箇所の番号を示す。  
[ ]内に示す数字：加工施設の技術基準の表番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例)【4.1-1】は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号「1」を示す。  
【00-1】は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号「1」を示す。

追表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表(四次申請：表ト建-1-3) (2/15)

変更内容	<p>改正</p> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)扉(内部給水止水用)(固定式)の新設</li> <li>本体の扉に緊急対策(扉)の取付により、漏水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>緊急対策設備(2)扉(内部給水止水用)(一部観音式)の新設</li> <li>本体の扉に僅(一部観音式)の新設により、漏水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設</li> <li>本体の扉に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用避難設備(送排煙設備(電送設備))の復旧及び増設</li> <li>復旧した送排煙設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への送排煙を図る</li> <li>防火設備(耐火壁)の復旧及び増設</li> <li>復旧した耐火壁の復旧及び増設により、初期火災における設備の確保を図る</li> </ul> <p>2-4.非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造</li> <li>復旧した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報機能を図る</li> </ul> <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の復旧</li> <li>復旧した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>緊急対策設備(1)送排煙の復旧</li> <li>復旧した送排煙の復旧により、事故発生時における避難指示の確保を図る</li> <li>非常用送排煙設備(非常用設備)の復旧</li> <li>復旧した非常用設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</li> <li>非常用送排煙設備(放送設備)の復旧</li> <li>復旧した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への送排煙路を図る</li> </ul>	
尺数	1式	
総仕様	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 基礎 : 新設(二重構造) 基礎 : 既設
	主要な構造材	地上部-2-3(5)示す
	寸法(単位:m)	(本図) 
	その他の構造仕様	-
	その他の性能	-
	取扱う放射線物質の状態	-

6次申請 第1回補正 (三原燃第 20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考				
	<p style="text-align: center;">追及ト様-1-6 付属建物除染計画・分析表 仕様表 (四次申請：表ト様-1-3) (3/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">(5) 放射線への放射線遮蔽</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>放射線物質の経界防止</p> <p>【3.2-様1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業存可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離距離以上離すことにより、領域間士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図様-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原料貯蔵庫領域</li> <li>■ シリンダ洗浄棟領域</li> <li>■ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>■ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>■ 加工棟領域</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、最高高さ4000mm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、建界距離により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ <u>工場棟領域のユニットのうち、最高高さ4000mmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第3核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">火災等による復旧の防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>【4.1-様1】</p> <p>消防法施行法第三十二条に基づき、自動火災報知設備(899,000,001)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 感知器(熱)：1組</li> <li>■ 感知器(熱)：19 個</li> <li>■ 感知器(空焚管式)：6 基</li> <li>■ 警報設備(ベル)：3 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り様-34参照</li> </ul> <p>【4.1-様2】</p> <p>消防法施行法第三十二条に基づき、手動火災標子を具備する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 手動標子(型)：2 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り様-34参照</li> </ul> <p>【4.1-様3】</p> <p>消防法第十七条第一項に基づき、消火器(894,999)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 粉末消火器 10 型：3 本</li> <li>■ 二酸化炭素消火器 7 型：16 本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行法第六十条第 6 項に基づき、消火器に近する歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図り様-46参照</li> </ul> </td> </tr> </table>	(5) 放射線への放射線遮蔽	<p>放射線物質の経界防止</p> <p>【3.2-様1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業存可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離距離以上離すことにより、領域間士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図様-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原料貯蔵庫領域</li> <li>■ シリンダ洗浄棟領域</li> <li>■ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>■ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>■ 加工棟領域</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、最高高さ4000mm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、建界距離により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ <u>工場棟領域のユニットのうち、最高高さ4000mmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第3核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>	火災等による復旧の防止	<p>【4.1-様1】</p> <p>消防法施行法第三十二条に基づき、自動火災報知設備(899,000,001)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 感知器(熱)：1組</li> <li>■ 感知器(熱)：19 個</li> <li>■ 感知器(空焚管式)：6 基</li> <li>■ 警報設備(ベル)：3 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り様-34参照</li> </ul> <p>【4.1-様2】</p> <p>消防法施行法第三十二条に基づき、手動火災標子を具備する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 手動標子(型)：2 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り様-34参照</li> </ul> <p>【4.1-様3】</p> <p>消防法第十七条第一項に基づき、消火器(894,999)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 粉末消火器 10 型：3 本</li> <li>■ 二酸化炭素消火器 7 型：16 本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行法第六十条第 6 項に基づき、消火器に近する歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図り様-46参照</li> </ul>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般 2)を反映</p>
(5) 放射線への放射線遮蔽	<p>放射線物質の経界防止</p> <p>【3.2-様1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業存可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離距離以上離すことにより、領域間士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図様-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原料貯蔵庫領域</li> <li>■ シリンダ洗浄棟領域</li> <li>■ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>■ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>■ 加工棟領域</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、最高高さ4000mm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、建界距離により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ <u>工場棟領域のユニットのうち、最高高さ4000mmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第3核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>					
火災等による復旧の防止	<p>【4.1-様1】</p> <p>消防法施行法第三十二条に基づき、自動火災報知設備(899,000,001)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 感知器(熱)：1組</li> <li>■ 感知器(熱)：19 個</li> <li>■ 感知器(空焚管式)：6 基</li> <li>■ 警報設備(ベル)：3 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り様-34参照</li> </ul> <p>【4.1-様2】</p> <p>消防法施行法第三十二条に基づき、手動火災標子を具備する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 手動標子(型)：2 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り様-34参照</li> </ul> <p>【4.1-様3】</p> <p>消防法第十七条第一項に基づき、消火器(894,999)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 粉末消火器 10 型：3 本</li> <li>■ 二酸化炭素消火器 7 型：16 本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行法第六十条第 6 項に基づき、消火器に近する歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図り様-46参照</li> </ul>					

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考		
	<p>追表ト建-1-6 付風建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請:表ト建-1-3) (4/15)</p> <table border="1" data-bbox="1115 347 1680 1018"> <tr> <td data-bbox="1115 347 1310 1018"> <p>火災等による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="1310 347 1680 1018"> <p>【4.1-建5】 消防法施行令第19条に基づき、屋外用火栓(1894,896)を設置する。 屋外用火栓は、防火水龍(194,898)と防火水龍管により接続される。 なお、防火水龍及び電線貫通等における消火用の可撤消ポンプ(1894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と数量 <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外用火栓：不燃式12基(工機棟の近傍の給水) (図リ建-35参照)</li> <li>各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物各部分から屋外用火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下 (図リ建-35参照)</li> <li>建物各部分から防火水龍までの水平距離：100m以下 (図リ建-35-2参照)</li> <li>20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35参照</li> <li>屋外用火栓から各設置へのアクセスルート：図リ建-35-1参照</li> </ul> </li> </ul> <p>【4.3-建1】 建築基準法第2条第九号の二で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造材を表ト建-2-3に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>【4.3-建2】 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(屋内内部止水用) (852)：ステンレス鋼(指定式)及びアルミニウム合金(脱脂部) (配管を図リ建-57に示す)</li> </ul> </li> <li>使用材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> <p>【4.3-建3】 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。 なお、第2種燃焼倉庫構造は、第2種燃焼倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の接続を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>【4.3-建4】 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> <p>【4.3-建5】 火災区域外への感煙防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>図ト建-22参照</li> </ul> </li> <li>設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> </li> </ul> </td> <td data-bbox="1760 225 2098 1335"> <p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2)を反映</p> </td> </tr> </table>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>【4.1-建5】 消防法施行令第19条に基づき、屋外用火栓(1894,896)を設置する。 屋外用火栓は、防火水龍(194,898)と防火水龍管により接続される。 なお、防火水龍及び電線貫通等における消火用の可撤消ポンプ(1894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と数量 <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外用火栓：不燃式12基(工機棟の近傍の給水) (図リ建-35参照)</li> <li>各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物各部分から屋外用火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下 (図リ建-35参照)</li> <li>建物各部分から防火水龍までの水平距離：100m以下 (図リ建-35-2参照)</li> <li>20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35参照</li> <li>屋外用火栓から各設置へのアクセスルート：図リ建-35-1参照</li> </ul> </li> </ul> <p>【4.3-建1】 建築基準法第2条第九号の二で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造材を表ト建-2-3に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>【4.3-建2】 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(屋内内部止水用) (852)：ステンレス鋼(指定式)及びアルミニウム合金(脱脂部) (配管を図リ建-57に示す)</li> </ul> </li> <li>使用材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> <p>【4.3-建3】 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。 なお、第2種燃焼倉庫構造は、第2種燃焼倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の接続を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>【4.3-建4】 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> <p>【4.3-建5】 火災区域外への感煙防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>図ト建-22参照</li> </ul> </li> <li>設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> </li> </ul>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2)を反映</p>
<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>【4.1-建5】 消防法施行令第19条に基づき、屋外用火栓(1894,896)を設置する。 屋外用火栓は、防火水龍(194,898)と防火水龍管により接続される。 なお、防火水龍及び電線貫通等における消火用の可撤消ポンプ(1894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と数量 <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外用火栓：不燃式12基(工機棟の近傍の給水) (図リ建-35参照)</li> <li>各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物各部分から屋外用火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下 (図リ建-35参照)</li> <li>建物各部分から防火水龍までの水平距離：100m以下 (図リ建-35-2参照)</li> <li>20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35参照</li> <li>屋外用火栓から各設置へのアクセスルート：図リ建-35-1参照</li> </ul> </li> </ul> <p>【4.3-建1】 建築基準法第2条第九号の二で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造材を表ト建-2-3に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>【4.3-建2】 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(屋内内部止水用) (852)：ステンレス鋼(指定式)及びアルミニウム合金(脱脂部) (配管を図リ建-57に示す)</li> </ul> </li> <li>使用材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> <p>【4.3-建3】 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。 なお、第2種燃焼倉庫構造は、第2種燃焼倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の接続を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>【4.3-建4】 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> <p>【4.3-建5】 火災区域外への感煙防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>図ト建-22参照</li> </ul> </li> <li>設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> </li> </ul>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2)を反映</p>		

6次申請 第1回補正 (三原燃第 20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考						
	<p style="text-align: center;">追表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請: 表ト建-1-3) (5/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">注</td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の附屬事項七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">注</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を建設する建物・構造物は、地震及び洪水時の被害等に加え、耐震取組等分類の及ばぬに於いて想定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する状態に設置する。 除染室・分析室 ・ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ・ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ・ 杭材料 新設杭: 鋼管杭 既設杭: 場所打ちアースドリル杭 ・ 杭定数 新設杭杭先埋込深: GL-8.05 m 既設杭杭先埋込深: GL-10.20 m 配置: 図ト建-26 参照 ・ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ・ 1階土間コンクリート 除染室・分析室 ・ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ・ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 60kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類: 地盤近くのローム層</p> <p>[5.1-建 2] 除染室・分析室及び排水設備(屋外埋火栓)は、事業許可に附随のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-般 1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table>	注	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の附屬事項七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	注	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を建設する建物・構造物は、地震及び洪水時の被害等に加え、耐震取組等分類の及ばぬに於いて想定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する状態に設置する。 除染室・分析室 ・ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ・ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ・ 杭材料 新設杭: 鋼管杭 既設杭: 場所打ちアースドリル杭 ・ 杭定数 新設杭杭先埋込深: GL-8.05 m 既設杭杭先埋込深: GL-10.20 m 配置: 図ト建-26 参照 ・ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ・ 1階土間コンクリート 除染室・分析室 ・ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ・ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 60kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類: 地盤近くのローム層</p> <p>[5.1-建 2] 除染室・分析室及び排水設備(屋外埋火栓)は、事業許可に附随のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-般 1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般 2) を反映</p>
注	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の附屬事項七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>						
注	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を建設する建物・構造物は、地震及び洪水時の被害等に加え、耐震取組等分類の及ばぬに於いて想定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する状態に設置する。 除染室・分析室 ・ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ・ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ・ 杭材料 新設杭: 鋼管杭 既設杭: 場所打ちアースドリル杭 ・ 杭定数 新設杭杭先埋込深: GL-8.05 m 既設杭杭先埋込深: GL-10.20 m 配置: 図ト建-26 参照 ・ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ・ 1階土間コンクリート 除染室・分析室 ・ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ・ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 60kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類: 地盤近くのローム層</p> <p>[5.1-建 2] 除染室・分析室及び排水設備(屋外埋火栓)は、事業許可に附随のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-般 1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>						



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
	<p style="text-align: center;">追及ト建…1-6 付風雑物除染室・分析室 仕様表 (四次申請：表ト建…1-3) (6/16)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -20px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">表ト建…1-6 付風雑物除染室・分析室 仕様表 (四次申請：表ト建…1-3) (6/16)</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[S.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震強度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除染室・分析室</li> <li>・ 緊急対策設備(2)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震強度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明(802,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul> <p>[S.2.1-建2]</p> <p>耐震強度分類第1類である除染室・分析室及び緊急対策設備(2)(堰(内部止水止水用))は、耐震強度分類第2類及び第3類の設備・機器の取組による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[S.2.1-建3]</p> <p>除染室・分析室に設置されている耐震強度分類第3類の各設備(上記[S.2.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震強度分類第1類の建物及び構築物に、耐震強度分類第3類の耐震強度のボルト又は取組で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する深層コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[S.2.1-建3]</p> <p>建物・構築物の耐震強度分類は、収納する設備・機器の重量分類と同じか、それより上位の分類とするため、除染室・分析室の耐震強度分類は第1類とする。</p> <p>[S.2.1-建4]</p> <p>構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位差を考慮した間隔を設け地盤物に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エキスパンションジョイントの位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>図イ建-5、図ト建-22~24参照</li> </ul> </li> <li>・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>図イ建-5参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[S.2.1-建5]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-22、23、26~34参照</li> <li>・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造基準法施行令第81条に規定される高数と耐震強度分類第1類の耐増し係数(1.5)を乗じて算出した地盤力(0.35)を考えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</li> </ul> </li> <li>・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造基準法施行令第82条の三に規定される高数と耐震強度分類第1類の耐増し係数(1.5)を乗じて算出した地盤力(1.80)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>[S.2.1-建6]</p> <p>緊急対策設備(2)(堰(内部止水止水用))は、耐震強度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堰(内部止水止水用) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置：図イ建-57参照</li> <li>・ 寸法、構造、材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> </li> </ul> </div>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2)を反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第 20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考						
	<p style="text-align: center;">追表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請：表ト建-1-3) (7/15)</p> <table border="1" data-bbox="1108 347 1666 798"> <tr> <td data-bbox="1108 347 1288 544"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(注) 事故・自然災害による被害の防止</p> <p>地震による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="1288 347 1666 544"> <p>[5.2.1-建7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震強度分類第3期の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-22 参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-35 参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-34 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-11 参照</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 544 1288 603"> <p>崩壊による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="1288 544 1666 603"> <p>[5.3-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基礎建物の最大地上高さ 12.3m と比べて十分高い耐震約 30m~32m の高台に立地している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 603 1288 798"> <p>外部からの射撃による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="1288 603 1666 798"> <p>[5.4.1-建1]</p> <p>(電管)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-22、23、25~24 参照</li> <li>◦ F1 竜巻(最大風速 40m/s)の風圧力及び気圧低下により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、除染室・分析室の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>◦ 除染室・分析室の各室に対して、短期貯留容量が、上掲 F1 竜巻の風圧力及び気圧低下により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。</li> <li>◦ F1 竜巻発生時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> <p>[5.4.1-建2]</p> <p>(排水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない耐震約 30m~32m の高台に立地している。</p> </td> </tr> </table>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(注) 事故・自然災害による被害の防止</p> <p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震強度分類第3期の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-22 参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-35 参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-34 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-11 参照</li> </ul> </li> </ul>	<p>崩壊による損傷の防止</p>	<p>[5.3-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基礎建物の最大地上高さ 12.3m と比べて十分高い耐震約 30m~32m の高台に立地している。</p>	<p>外部からの射撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.1-建1]</p> <p>(電管)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-22、23、25~24 参照</li> <li>◦ F1 竜巻(最大風速 40m/s)の風圧力及び気圧低下により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、除染室・分析室の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>◦ 除染室・分析室の各室に対して、短期貯留容量が、上掲 F1 竜巻の風圧力及び気圧低下により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。</li> <li>◦ F1 竜巻発生時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> <p>[5.4.1-建2]</p> <p>(排水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない耐震約 30m~32m の高台に立地している。</p>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般 2) を反映</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(注) 事故・自然災害による被害の防止</p> <p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震強度分類第3期の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-22 参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-35 参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-34 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-11 参照</li> </ul> </li> </ul>							
<p>崩壊による損傷の防止</p>	<p>[5.3-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基礎建物の最大地上高さ 12.3m と比べて十分高い耐震約 30m~32m の高台に立地している。</p>							
<p>外部からの射撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.1-建1]</p> <p>(電管)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-22、23、25~24 参照</li> <li>◦ F1 竜巻(最大風速 40m/s)の風圧力及び気圧低下により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、除染室・分析室の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>◦ 除染室・分析室の各室に対して、短期貯留容量が、上掲 F1 竜巻の風圧力及び気圧低下により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。</li> <li>◦ F1 竜巻発生時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> <p>[5.4.1-建2]</p> <p>(排水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない耐震約 30m~32m の高台に立地している。</p>							

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考		
	<p style="text-align: center;">直表ト建-1-6 付風建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請: 表ト建-1-3) (8/16)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">注</td> <td style="padding: 5px;"> <p>外郭からの作業による損害の防止</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結) 屋外寒冷からの熱火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気圧条件</li> <li>・ 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> <li>・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況</li> </ul> <p>尚且の立地している敷地は凍結帯ではなく凍結帯が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地盤から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。</p> <p>[5.4.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の浸入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水条件</li> <li>・ 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超過する降水(150mm/h)</li> <li>・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の浸入を防止 (図イ建-11-1参照)</li> <li>・ 鉄骨の外側に勾配を設け雨水の浸入を防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.4.1-建5] (積雪) 抗凍積雪基準法施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期積雪に対し屋根の耐荷重が上回ることを、また、屋根は約60cm積雪の積雪に耐える能力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷) 加工施設の高さ(図ト建-23)に示すように最大で約6.1mであり、建築基準法第三十三条にある高さ30m以上に該当せず。また、危険物の規制に抵触する安全管理条例(消防法第三十条)に定める高度超過以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り) 事業許可に抵触のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-3に示す除染室・分析室の析出濃度は、降下火砕物(埋積密度1.2g/cm<sup>3</sup>)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期積雪に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、網子を使用し1層の屋根へ送り作業する。</p> <p>[5.4.1-建8] (生物学的被害) 外郭から土壌を飛散する影響(ストレーナ90メッシュ)を設け、また、外気吸入用ゾーンの天井にフィルタ(1)設置費用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象部位の位置</li> <li>・ ストレーナ: 図イ建-1参照</li> </ul> </td> </tr> </table>	注	<p>外郭からの作業による損害の防止</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結) 屋外寒冷からの熱火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気圧条件</li> <li>・ 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> <li>・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況</li> </ul> <p>尚且の立地している敷地は凍結帯ではなく凍結帯が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地盤から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。</p> <p>[5.4.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の浸入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水条件</li> <li>・ 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超過する降水(150mm/h)</li> <li>・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の浸入を防止 (図イ建-11-1参照)</li> <li>・ 鉄骨の外側に勾配を設け雨水の浸入を防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.4.1-建5] (積雪) 抗凍積雪基準法施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期積雪に対し屋根の耐荷重が上回ることを、また、屋根は約60cm積雪の積雪に耐える能力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷) 加工施設の高さ(図ト建-23)に示すように最大で約6.1mであり、建築基準法第三十三条にある高さ30m以上に該当せず。また、危険物の規制に抵触する安全管理条例(消防法第三十条)に定める高度超過以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り) 事業許可に抵触のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-3に示す除染室・分析室の析出濃度は、降下火砕物(埋積密度1.2g/cm<sup>3</sup>)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期積雪に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、網子を使用し1層の屋根へ送り作業する。</p> <p>[5.4.1-建8] (生物学的被害) 外郭から土壌を飛散する影響(ストレーナ90メッシュ)を設け、また、外気吸入用ゾーンの天井にフィルタ(1)設置費用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象部位の位置</li> <li>・ ストレーナ: 図イ建-1参照</li> </ul>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2)を反映</p>
注	<p>外郭からの作業による損害の防止</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結) 屋外寒冷からの熱火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気圧条件</li> <li>・ 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> <li>・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況</li> </ul> <p>尚且の立地している敷地は凍結帯ではなく凍結帯が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地盤から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。</p> <p>[5.4.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の浸入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水条件</li> <li>・ 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超過する降水(150mm/h)</li> <li>・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の浸入を防止 (図イ建-11-1参照)</li> <li>・ 鉄骨の外側に勾配を設け雨水の浸入を防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.4.1-建5] (積雪) 抗凍積雪基準法施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期積雪に対し屋根の耐荷重が上回ることを、また、屋根は約60cm積雪の積雪に耐える能力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷) 加工施設の高さ(図ト建-23)に示すように最大で約6.1mであり、建築基準法第三十三条にある高さ30m以上に該当せず。また、危険物の規制に抵触する安全管理条例(消防法第三十条)に定める高度超過以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り) 事業許可に抵触のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-3に示す除染室・分析室の析出濃度は、降下火砕物(埋積密度1.2g/cm<sup>3</sup>)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期積雪に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、網子を使用し1層の屋根へ送り作業する。</p> <p>[5.4.1-建8] (生物学的被害) 外郭から土壌を飛散する影響(ストレーナ90メッシュ)を設け、また、外気吸入用ゾーンの天井にフィルタ(1)設置費用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象部位の位置</li> <li>・ ストレーナ: 図イ建-1参照</li> </ul>			



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考									
	<p style="text-align: center;">追表ト建-1-6 付着建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請：表ト建-1-3) (10/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">[5]</td> <td style="width: 35%; vertical-align: top;"> <p>漏水による損傷の防止</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>[5.0.1-種1] 第1種管理区域外への漏水の流出を防止するため、漏水防護区画境界の開口部に、排水容量にマッチングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 堰の位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3 (3/4)、図リ建-57、59参照</p> <p>[5.0.1-種3] 漏水防護区画外への漏水を検知し警報を発生し漏水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(953) (次回以降申請)を設置する。</p> <p>[5.0.1-種4] 除染室・分析室内の部室に設置する扉は、扉を介して漏水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ建-57参照)</p> <p>[5.0.1-種6] 除染室・分析室の全ての制圧室については、配管用遮断弁を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、浸水許容量よりも高い位置に設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>材料及び構造</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>閉じ込めの機能</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[7.1-種1] 汚染の発生をおそれない区域(第2種管理区域)と汚染の発生をおそれる区域(第1種管理区域)を設定する。なお、除染室・分析室は第1種管理区域に設定する。(図リ建-2参照)</p> <p>[7.1-種2] 第1種管理区域は境界構造とし、気体遮断設備(1) (908、608、629)により、室内の圧力と室外とを別として管理に維持する。 ・ 負圧 クランの飛散をおそれる区域は19.6Pa以上</p> <p>[7.1-種6] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の扉、及び人が触れるおそれがある壁面については、クランが飛散しにくく、切れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(特殊塗料)を第一塗料に用いることにより国土交通大臣の認定を受けた難燃材料で仕上げる。</p> </td> </tr> </table>	[5]	<p>漏水による損傷の防止</p>	<p>[5.0.1-種1] 第1種管理区域外への漏水の流出を防止するため、漏水防護区画境界の開口部に、排水容量にマッチングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 堰の位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3 (3/4)、図リ建-57、59参照</p> <p>[5.0.1-種3] 漏水防護区画外への漏水を検知し警報を発生し漏水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(953) (次回以降申請)を設置する。</p> <p>[5.0.1-種4] 除染室・分析室内の部室に設置する扉は、扉を介して漏水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ建-57参照)</p> <p>[5.0.1-種6] 除染室・分析室の全ての制圧室については、配管用遮断弁を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、浸水許容量よりも高い位置に設置する。</p>		<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>		<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[7.1-種1] 汚染の発生をおそれない区域(第2種管理区域)と汚染の発生をおそれる区域(第1種管理区域)を設定する。なお、除染室・分析室は第1種管理区域に設定する。(図リ建-2参照)</p> <p>[7.1-種2] 第1種管理区域は境界構造とし、気体遮断設備(1) (908、608、629)により、室内の圧力と室外とを別として管理に維持する。 ・ 負圧 クランの飛散をおそれる区域は19.6Pa以上</p> <p>[7.1-種6] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の扉、及び人が触れるおそれがある壁面については、クランが飛散しにくく、切れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(特殊塗料)を第一塗料に用いることにより国土交通大臣の認定を受けた難燃材料で仕上げる。</p>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2)を反映</p>
[5]	<p>漏水による損傷の防止</p>	<p>[5.0.1-種1] 第1種管理区域外への漏水の流出を防止するため、漏水防護区画境界の開口部に、排水容量にマッチングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 堰の位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3 (3/4)、図リ建-57、59参照</p> <p>[5.0.1-種3] 漏水防護区画外への漏水を検知し警報を発生し漏水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(953) (次回以降申請)を設置する。</p> <p>[5.0.1-種4] 除染室・分析室内の部室に設置する扉は、扉を介して漏水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ建-57参照)</p> <p>[5.0.1-種6] 除染室・分析室の全ての制圧室については、配管用遮断弁を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、浸水許容量よりも高い位置に設置する。</p>									
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>									
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[7.1-種1] 汚染の発生をおそれない区域(第2種管理区域)と汚染の発生をおそれる区域(第1種管理区域)を設定する。なお、除染室・分析室は第1種管理区域に設定する。(図リ建-2参照)</p> <p>[7.1-種2] 第1種管理区域は境界構造とし、気体遮断設備(1) (908、608、629)により、室内の圧力と室外とを別として管理に維持する。 ・ 負圧 クランの飛散をおそれる区域は19.6Pa以上</p> <p>[7.1-種6] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の扉、及び人が触れるおそれがある壁面については、クランが飛散しにくく、切れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(特殊塗料)を第一塗料に用いることにより国土交通大臣の認定を受けた難燃材料で仕上げる。</p>									

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考								
	<p style="text-align: center;">追加仕様-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請：表仕様-1-3) (11/15)</p> <table border="1" data-bbox="1108 343 1668 997"> <tr> <td data-bbox="1108 343 1288 614"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(注) 非放射線管理区域への放射線管理区域からの汚染防止</p> </td> <td data-bbox="1288 343 1668 614"> <p>[7.1-様3] 第1種管理区域と域外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し洩えの少ない設計とすることにより、負任を軽減する。 ・ エキスパンションジョイントの位置 ・ 図仕様-5、図仕様-22-24参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図仕様-5参照</p> <p>[7.1-様4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水溝はない。</p> <p>[7.1-様5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への排水の洩えを防止するため、除染室・分析室には深さ160mm以上の緊急対応設備(2)(屋内排水止水用)を設置する。(図仕様-57参照) なお、排水後知警報設備は次回以降申請する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 614 1288 837"> <p>放射線管理区域からの汚染防止</p> </td> <td data-bbox="1288 614 1668 837"> <p>[8.1-様1] 加工区域の鉛壁による周辺監視区域外の放射線量、放射性物質又は放射性物質の影響の事象に関する感測器の検出に基づく異常検出基準を定める告示(平成27年8月31日厚労省令第10号(労働安全衛生法第77条第1項)で定められた労働環境より十分小さくなるように十分に留意を有する壁を設置する。 選定詳細に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図仕様-2参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7nSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量率 1nSv/年</p> <p>[8.2-様1] 遮蔽設備としてコンクリート又はALCの壁を設置し、管理区域その他作業室内の人が立ち入る場所における放射線管理区域からの放射線影響を可能な限り低減する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 837 1288 885"> <p>換気</p> </td> <td data-bbox="1288 837 1668 885"> <p>[9.1-様1] 115,000m<sup>3</sup>/時以上の排気能力を有する気体汚染設備(1)を設置できる構造とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 885 1288 997"> <p>放射性物質等による汚染の防止</p> </td> <td data-bbox="1288 885 1668 997"> <p>[10.1-様1] 除染室・分析室内部の壁・第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁面を、ガラスが設置しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい耐放射線等(建築標準法施行令第1条第6号に基づき国土交通大臣の認定を受けた耐放射線材料)で仕上げする。 ・ 塗膜断面 床面から高さ2m以下</p> </td> </tr> </table>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(注) 非放射線管理区域への放射線管理区域からの汚染防止</p>	<p>[7.1-様3] 第1種管理区域と域外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し洩えの少ない設計とすることにより、負任を軽減する。 ・ エキスパンションジョイントの位置 ・ 図仕様-5、図仕様-22-24参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図仕様-5参照</p> <p>[7.1-様4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水溝はない。</p> <p>[7.1-様5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への排水の洩えを防止するため、除染室・分析室には深さ160mm以上の緊急対応設備(2)(屋内排水止水用)を設置する。(図仕様-57参照) なお、排水後知警報設備は次回以降申請する。</p>	<p>放射線管理区域からの汚染防止</p>	<p>[8.1-様1] 加工区域の鉛壁による周辺監視区域外の放射線量、放射性物質又は放射性物質の影響の事象に関する感測器の検出に基づく異常検出基準を定める告示(平成27年8月31日厚労省令第10号(労働安全衛生法第77条第1項)で定められた労働環境より十分小さくなるように十分に留意を有する壁を設置する。 選定詳細に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図仕様-2参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7nSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量率 1nSv/年</p> <p>[8.2-様1] 遮蔽設備としてコンクリート又はALCの壁を設置し、管理区域その他作業室内の人が立ち入る場所における放射線管理区域からの放射線影響を可能な限り低減する。</p>	<p>換気</p>	<p>[9.1-様1] 115,000m<sup>3</sup>/時以上の排気能力を有する気体汚染設備(1)を設置できる構造とする。</p>	<p>放射性物質等による汚染の防止</p>	<p>[10.1-様1] 除染室・分析室内部の壁・第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁面を、ガラスが設置しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい耐放射線等(建築標準法施行令第1条第6号に基づき国土交通大臣の認定を受けた耐放射線材料)で仕上げする。 ・ 塗膜断面 床面から高さ2m以下</p>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2)を反映</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(注) 非放射線管理区域への放射線管理区域からの汚染防止</p>	<p>[7.1-様3] 第1種管理区域と域外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し洩えの少ない設計とすることにより、負任を軽減する。 ・ エキスパンションジョイントの位置 ・ 図仕様-5、図仕様-22-24参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図仕様-5参照</p> <p>[7.1-様4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水溝はない。</p> <p>[7.1-様5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への排水の洩えを防止するため、除染室・分析室には深さ160mm以上の緊急対応設備(2)(屋内排水止水用)を設置する。(図仕様-57参照) なお、排水後知警報設備は次回以降申請する。</p>									
<p>放射線管理区域からの汚染防止</p>	<p>[8.1-様1] 加工区域の鉛壁による周辺監視区域外の放射線量、放射性物質又は放射性物質の影響の事象に関する感測器の検出に基づく異常検出基準を定める告示(平成27年8月31日厚労省令第10号(労働安全衛生法第77条第1項)で定められた労働環境より十分小さくなるように十分に留意を有する壁を設置する。 選定詳細に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図仕様-2参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7nSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量率 1nSv/年</p> <p>[8.2-様1] 遮蔽設備としてコンクリート又はALCの壁を設置し、管理区域その他作業室内の人が立ち入る場所における放射線管理区域からの放射線影響を可能な限り低減する。</p>									
<p>換気</p>	<p>[9.1-様1] 115,000m<sup>3</sup>/時以上の排気能力を有する気体汚染設備(1)を設置できる構造とする。</p>									
<p>放射性物質等による汚染の防止</p>	<p>[10.1-様1] 除染室・分析室内部の壁・第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁面を、ガラスが設置しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい耐放射線等(建築標準法施行令第1条第6号に基づき国土交通大臣の認定を受けた耐放射線材料)で仕上げする。 ・ 塗膜断面 床面から高さ2m以下</p>									

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考						
	<p style="text-align: center;">11月20日面談コメント反映案</p> <p style="text-align: center;">追表ト建 1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請：表ト建-1-3) (12/16)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">(注) 追表ト建に該当する仕様</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> <p>安全機能を有する建設</p> <p>[11.1-建1]            遮熱地に指定された設置場所の屋根構造、気象状況及び放射線レベルにおいて、必要な遮熱性能を確保する。</p> <p>[11.2-建1]            防音又は防振及び防臭又は防湿が、申請者の考えが客観的に設置する。</p> <p>[11.4-建1]            予検物分析設備は、使用施設と異なるが、使用施設との共用においても、放射線量を超えないように管理するとともに、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>[11.1-建5]            既設放射線防護により、第1種管理区域の放射線が停止することにより、第1種管理区域域内の空間中ウランが濃度の熱中危険期から濃度外へ移行する状態であるが、第1種管理区域の濃度が低下するものの他の放射線に影響を及ぼさずとなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>防音設備</p> <p>[13.1-建1]            除染室・分析室の遮音性能を確保する機能には、建設外への漏えいを防止するための漏れ水検知警報設備(水漏れ警報)を設置する。</p> <p>[13.1-建2]            火災を早期に感知し通知するために消防法に基づき自動火災警報設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。            (4.1-建1参照)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;"> <p>安全避難通路等</p> <p>[13.2.1-建1]            消火、避難かつ恒久的に表示し緊急に駆動できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902.902))及び避難口を設置する。上記設備の積元を以下に示す。            ・ 位置            図り面-11参照</p> <p>[13.2.1-建2]            照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の適切な避難に必要な非常用ディゼール発電機から供給する緊急対策設備(1)(非常用照明(18台)及び誘導灯(9個))を設置する。上記設備の積元を以下に示す。            ・ 位置            図り面-11参照            消防法施行規則第二十八條の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。            ・ 誘導灯の種類            消防法施行規則第二十八條の三に規定するB類及びC類の指定品とする。</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>放射線物質の貯蔵施設</p> <p>—</p> <p>放射線施設</p> <p>—</p> <p>放射線管理施設</p> <p>—</p> </td> </tr> </table>	(注) 追表ト建に該当する仕様	<p>安全機能を有する建設</p> <p>[11.1-建1]            遮熱地に指定された設置場所の屋根構造、気象状況及び放射線レベルにおいて、必要な遮熱性能を確保する。</p> <p>[11.2-建1]            防音又は防振及び防臭又は防湿が、申請者の考えが客観的に設置する。</p> <p>[11.4-建1]            予検物分析設備は、使用施設と異なるが、使用施設との共用においても、放射線量を超えないように管理するとともに、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>[11.1-建5]            既設放射線防護により、第1種管理区域の放射線が停止することにより、第1種管理区域域内の空間中ウランが濃度の熱中危険期から濃度外へ移行する状態であるが、第1種管理区域の濃度が低下するものの他の放射線に影響を及ぼさずとなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>	<p>防音設備</p> <p>[13.1-建1]            除染室・分析室の遮音性能を確保する機能には、建設外への漏えいを防止するための漏れ水検知警報設備(水漏れ警報)を設置する。</p> <p>[13.1-建2]            火災を早期に感知し通知するために消防法に基づき自動火災警報設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。            (4.1-建1参照)</p>		<p>安全避難通路等</p> <p>[13.2.1-建1]            消火、避難かつ恒久的に表示し緊急に駆動できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902.902))及び避難口を設置する。上記設備の積元を以下に示す。            ・ 位置            図り面-11参照</p> <p>[13.2.1-建2]            照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の適切な避難に必要な非常用ディゼール発電機から供給する緊急対策設備(1)(非常用照明(18台)及び誘導灯(9個))を設置する。上記設備の積元を以下に示す。            ・ 位置            図り面-11参照            消防法施行規則第二十八條の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。            ・ 誘導灯の種類            消防法施行規則第二十八條の三に規定するB類及びC類の指定品とする。</p>	<p>放射線物質の貯蔵施設</p> <p>—</p> <p>放射線施設</p> <p>—</p> <p>放射線管理施設</p> <p>—</p>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2) を反映</p>
(注) 追表ト建に該当する仕様	<p>安全機能を有する建設</p> <p>[11.1-建1]            遮熱地に指定された設置場所の屋根構造、気象状況及び放射線レベルにおいて、必要な遮熱性能を確保する。</p> <p>[11.2-建1]            防音又は防振及び防臭又は防湿が、申請者の考えが客観的に設置する。</p> <p>[11.4-建1]            予検物分析設備は、使用施設と異なるが、使用施設との共用においても、放射線量を超えないように管理するとともに、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>[11.1-建5]            既設放射線防護により、第1種管理区域の放射線が停止することにより、第1種管理区域域内の空間中ウランが濃度の熱中危険期から濃度外へ移行する状態であるが、第1種管理区域の濃度が低下するものの他の放射線に影響を及ぼさずとなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>	<p>防音設備</p> <p>[13.1-建1]            除染室・分析室の遮音性能を確保する機能には、建設外への漏えいを防止するための漏れ水検知警報設備(水漏れ警報)を設置する。</p> <p>[13.1-建2]            火災を早期に感知し通知するために消防法に基づき自動火災警報設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。            (4.1-建1参照)</p>						
	<p>安全避難通路等</p> <p>[13.2.1-建1]            消火、避難かつ恒久的に表示し緊急に駆動できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902.902))及び避難口を設置する。上記設備の積元を以下に示す。            ・ 位置            図り面-11参照</p> <p>[13.2.1-建2]            照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の適切な避難に必要な非常用ディゼール発電機から供給する緊急対策設備(1)(非常用照明(18台)及び誘導灯(9個))を設置する。上記設備の積元を以下に示す。            ・ 位置            図り面-11参照            消防法施行規則第二十八條の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。            ・ 誘導灯の種類            消防法施行規則第二十八條の三に規定するB類及びC類の指定品とする。</p>	<p>放射線物質の貯蔵施設</p> <p>—</p> <p>放射線施設</p> <p>—</p> <p>放射線管理施設</p> <p>—</p>						

コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般2)を反映

追表トキ-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請: 表トキ-1-3) (13/15)

仕様表トキ-1-6 付属建物除染室・分析室	非常用電源設備	<p>[10.1-1]</p> <p>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災感知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機(888)は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用警報設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用通報設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備(電話設備)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自動火災感知設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>感知設備(ベル)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報音を介して接続      *4: 交換器を介して接続                  *2: 放送設備本体を介して接続      *5: 中継室を介して接続                  *3: 電話交換機を介して接続</p> <p>[10.1-2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副電源の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策設備(1)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[10.2-1]</p> <p>バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備             <ul style="list-style-type: none"> <li>放送設備、通信連絡設備(電話設備(890, 893)(有線式))</li> </ul> </li> <li>自動火災感知設備             <ul style="list-style-type: none"> <li>火災感知設備</li> <li>それに連動する警報設備</li> </ul> </li> <li>緊急対策設備(1)             <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用照明</li> <li>誘導灯</li> </ul> </li> </ul> <p>以下の設備については、外部電源系統が機能喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から接続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(非常用警報)             <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(放送設備)</li> </ul> </li> <li>非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。</li> </ul>	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用警報設備	○	○	○	非常用通報設備	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	○	○	○	自動火災感知設備	○	○	○	感知設備(ベル)	○	○	○	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	○	○	○	非常用照明	○	○	○	誘導灯	○	○	○
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																						
非常用警報設備	○	○	○																																							
非常用通報設備	○	○	○																																							
通信連絡設備(電話設備)	○	○	○																																							
自動火災感知設備	○	○	○																																							
感知設備(ベル)	○	○	○																																							
設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																							
緊急対策設備(1)	○	○	○																																							
非常用照明	○	○	○																																							
誘導灯	○	○	○																																							



6次申請 第1回補正 (三原燃第 20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考						
	<p>追表ト株-1-6 付属建物除染費・分析室 仕様表 (四次申請:表ト株-1-3) (14/15)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 347 1305 502"> <p>放射線測定器への取付方法</p> </td> <td data-bbox="1305 347 1680 502"> <p>通信連絡設備</p> <p>[17-1-様1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への誘導、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の連絡設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と数量 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):9台</li> <li>・ 非常用通報設備(油圧遠隔設備(電話設備)):有線式4台、無線式1台</li> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備):2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ線-22参照</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 502 1305 1034"> <p>その他事業許可で求める仕様</p> </td> <td data-bbox="1305 502 1680 1034"> <p>[99-様1] 更なる安全程度の向上策として、貯蔵量密度分類第1期の除染費・分析室は、静的地震力3Gに對して震害特性範囲とする。</p> <p>[99-様2] 貯蔵量密度分類第1期の緊急対策設備(3)(壁(内部止水用))は、水平地震力1.0Gで特性範囲とする。</p> <p>[99-様3] 更なる安全程度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に對し、除染費・分析室に竜巻防護ラインを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設置について</li> <li>・ 被覆材物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。</li> <li>・ 竜巻防護ライン</li> <li>・ 図イ線-9、図イ線-11-1参照</li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に對する評価</li> <li>・ 除染費・分析室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の保管水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</li> <li>・ 除染費・分析室の外壁(サイディング)</li> <li>・ サイディング剛性により、延焼耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>・ 傾倒・分岐等の対策</li> <li>・ 気流の経路、変換又は審設により誘導耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-様4] F3 竜巻に對し、除染費・分析室の屋根(特指)は設置するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)1854を設置する。</p> <p>[99-様5] F3 竜巻による、敷地外からの懸垂飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、ブルドーザー(大)に對して、外壁、及び鉄骨は貫通しない構造とする。 <u>注1: 更なる安全程度の向上、敷地外からの飛来物に對して加工用鉄骨等の公認との併用に打壁フェンス1855を設置する。</u> また、公認品には、飛来物を防護できる軌道コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1034 1305 1173"> <p>取付図</p> </td> <td data-bbox="1305 1034 1680 1173"> <p>図イ線-1 敷地内建物の配置図</p> <p>図イ線-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補修箇所取付図(1階)</p> <p>図イ線-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 非補修箇所取付図(2階)</p> <p>図イ線-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補修箇所取付図(3階)</p> <p>図イ線-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補修箇所取付図(4階)</p> <p>図イ線-1-2(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補修工事との影響評価との関係(4)</p> <p>図イ線-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ線-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p> </td> </tr> </table>	<p>放射線測定器への取付方法</p>	<p>通信連絡設備</p> <p>[17-1-様1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への誘導、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の連絡設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と数量 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):9台</li> <li>・ 非常用通報設備(油圧遠隔設備(電話設備)):有線式4台、無線式1台</li> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備):2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ線-22参照</li> </ul>	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-様1] 更なる安全程度の向上策として、貯蔵量密度分類第1期の除染費・分析室は、静的地震力3Gに對して震害特性範囲とする。</p> <p>[99-様2] 貯蔵量密度分類第1期の緊急対策設備(3)(壁(内部止水用))は、水平地震力1.0Gで特性範囲とする。</p> <p>[99-様3] 更なる安全程度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に對し、除染費・分析室に竜巻防護ラインを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設置について</li> <li>・ 被覆材物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。</li> <li>・ 竜巻防護ライン</li> <li>・ 図イ線-9、図イ線-11-1参照</li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に對する評価</li> <li>・ 除染費・分析室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の保管水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</li> <li>・ 除染費・分析室の外壁(サイディング)</li> <li>・ サイディング剛性により、延焼耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>・ 傾倒・分岐等の対策</li> <li>・ 気流の経路、変換又は審設により誘導耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-様4] F3 竜巻に對し、除染費・分析室の屋根(特指)は設置するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)1854を設置する。</p> <p>[99-様5] F3 竜巻による、敷地外からの懸垂飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、ブルドーザー(大)に對して、外壁、及び鉄骨は貫通しない構造とする。 <u>注1: 更なる安全程度の向上、敷地外からの飛来物に對して加工用鉄骨等の公認との併用に打壁フェンス1855を設置する。</u> また、公認品には、飛来物を防護できる軌道コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>	<p>取付図</p>	<p>図イ線-1 敷地内建物の配置図</p> <p>図イ線-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補修箇所取付図(1階)</p> <p>図イ線-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 非補修箇所取付図(2階)</p> <p>図イ線-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補修箇所取付図(3階)</p> <p>図イ線-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補修箇所取付図(4階)</p> <p>図イ線-1-2(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補修工事との影響評価との関係(4)</p> <p>図イ線-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ線-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p>	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般 2)を反映</p>
<p>放射線測定器への取付方法</p>	<p>通信連絡設備</p> <p>[17-1-様1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への誘導、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の連絡設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と数量 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):9台</li> <li>・ 非常用通報設備(油圧遠隔設備(電話設備)):有線式4台、無線式1台</li> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備):2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ線-22参照</li> </ul>							
<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-様1] 更なる安全程度の向上策として、貯蔵量密度分類第1期の除染費・分析室は、静的地震力3Gに對して震害特性範囲とする。</p> <p>[99-様2] 貯蔵量密度分類第1期の緊急対策設備(3)(壁(内部止水用))は、水平地震力1.0Gで特性範囲とする。</p> <p>[99-様3] 更なる安全程度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に對し、除染費・分析室に竜巻防護ラインを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設置について</li> <li>・ 被覆材物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。</li> <li>・ 竜巻防護ライン</li> <li>・ 図イ線-9、図イ線-11-1参照</li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に對する評価</li> <li>・ 除染費・分析室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の保管水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</li> <li>・ 除染費・分析室の外壁(サイディング)</li> <li>・ サイディング剛性により、延焼耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>・ 傾倒・分岐等の対策</li> <li>・ 気流の経路、変換又は審設により誘導耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-様4] F3 竜巻に對し、除染費・分析室の屋根(特指)は設置するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)1854を設置する。</p> <p>[99-様5] F3 竜巻による、敷地外からの懸垂飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、ブルドーザー(大)に對して、外壁、及び鉄骨は貫通しない構造とする。 <u>注1: 更なる安全程度の向上、敷地外からの飛来物に對して加工用鉄骨等の公認との併用に打壁フェンス1855を設置する。</u> また、公認品には、飛来物を防護できる軌道コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>							
<p>取付図</p>	<p>図イ線-1 敷地内建物の配置図</p> <p>図イ線-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補修箇所取付図(1階)</p> <p>図イ線-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 非補修箇所取付図(2階)</p> <p>図イ線-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補修箇所取付図(3階)</p> <p>図イ線-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補修箇所取付図(4階)</p> <p>図イ線-1-2(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補修工事との影響評価との関係(4)</p> <p>図イ線-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ線-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p>							

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考		
	<p style="text-align: center;">追表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請：表ト建-1-3) (15/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">部付図</td> <td>           図イ建-0 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1層)            図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)            図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)            図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)            図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2)            図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3)            図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4)            図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)            図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6)            図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)            図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8)            図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 給電、シャック配線及び電管防護ライン (1層)            図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 産業防護ライン (屋根部)            図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 給気            図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 給風、シャック給風及びガラス面押戻装置            図ト建-22 付属建物 除染室・分析室 建物平面図            図ト建-23 付属建物 除染室・分析室 建物立面図            図ト建-24 付属建物 除染室・分析室 建物断面図            図ト建-25 付属建物 除染室・分析室 概及び基礎状況            図ト建-26 付属建物 除染室・分析室 長尺図 (1FL×100付近)            図ト建-27 付属建物 除染室・分析室 屋根状況            図ト建-28 付属建物 除染室・分析室 G、R 通り軸線図            図ト建-29 付属建物 除染室・分析室 S、T 通り軸線図            図ト建-30 付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り軸線図            図ト建-31 付属建物 除染室・分析室 26 通り軸線図            図ト建-32 付属建物 除染室・分析室 2、23' 通り軸線図            図ト建-33 付属建物 除染室・分析室 20' 通り軸線詳細図            図ト建-34 付属建物 除染室・分析室 屋根面吹付補強及び折戻設備補強概略図            図ト建-2 付属建物 除染室・分析室 避難階段図 (建物平面)            図リ建-11 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路            図リ建-22 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、油圧通報設備 (電話設備)            図リ建-24 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備            図リ建-35 防火設備 屋外防火検知器            図リ建-35-1 防火設備 屋外防火検知からのアクセスルート            図リ建-35-2 防火設備 防火水栓配置図            図リ建-44 付属建物 除染室・分析室 防火設備 消火器            図リ建-47 緊急対策設備 (3) 雨水貯留装置 (1/3)            図リ建-57 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (3) 電 (内部漏水止水用)            図リ建-59 緊急対策設備 (3) 電 (一階設備式) 設備詳細図            図リ建-1 非常用原明、誘導灯 (配線工事、用2 燃料倉庫、除染室・分析室) 非常用ディンプル型蓄電池装置図         </td> </tr> </table> <p>注 加工建設の設計及び工事の方法及び品質に関する規程第三卷 重大事故等対処規程 第18条~第31条は提出しない。  凡例 [ ]内に示す数字：事業許可の「安全機能を行う建設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  [ ]内に示す数字：設工総仕様基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で定める仕組に関する設計番号を示す。  (例) [4.1-1]は、設工総仕様基準第四巻第1項に対する設計番号 1を示す。  [5.2.1-1]は、設工総仕様基準第五巻の2第1項に対する設計番号 1を示す。  [99-1]は、その他事業許可で定める仕組に関する設計番号 1を示す。  本仕様表内の設計番号および図番は四次申請書の番号を示す。  本申請の対応に下線を付し示す。表面以外申請を除くその他の事項については、原燃燃第2003279号又は設工総仕様第2003051号にて記す。</p>	部付図	図イ建-0 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1層) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 給電、シャック配線及び電管防護ライン (1層) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 産業防護ライン (屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 給気 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 給風、シャック給風及びガラス面押戻装置 図ト建-22 付属建物 除染室・分析室 建物平面図 図ト建-23 付属建物 除染室・分析室 建物立面図 図ト建-24 付属建物 除染室・分析室 建物断面図 図ト建-25 付属建物 除染室・分析室 概及び基礎状況 図ト建-26 付属建物 除染室・分析室 長尺図 (1FL×100付近) 図ト建-27 付属建物 除染室・分析室 屋根状況 図ト建-28 付属建物 除染室・分析室 G、R 通り軸線図 図ト建-29 付属建物 除染室・分析室 S、T 通り軸線図 図ト建-30 付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り軸線図 図ト建-31 付属建物 除染室・分析室 26 通り軸線図 図ト建-32 付属建物 除染室・分析室 2、23' 通り軸線図 図ト建-33 付属建物 除染室・分析室 20' 通り軸線詳細図 図ト建-34 付属建物 除染室・分析室 屋根面吹付補強及び折戻設備補強概略図 図ト建-2 付属建物 除染室・分析室 避難階段図 (建物平面) 図リ建-11 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-22 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、油圧通報設備 (電話設備) 図リ建-24 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 防火設備 屋外防火検知器 図リ建-35-1 防火設備 屋外防火検知からのアクセスルート 図リ建-35-2 防火設備 防火水栓配置図 図リ建-44 付属建物 除染室・分析室 防火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 雨水貯留装置 (1/3) 図リ建-57 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (3) 電 (内部漏水止水用) 図リ建-59 緊急対策設備 (3) 電 (一階設備式) 設備詳細図 図リ建-1 非常用原明、誘導灯 (配線工事、用2 燃料倉庫、除染室・分析室) 非常用ディンプル型蓄電池装置図	<p>コメント No.2599(NRA コメント No.1120-全般 2) を反映</p>
部付図	図イ建-0 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1層) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 給電、シャック配線及び電管防護ライン (1層) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 産業防護ライン (屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 給気 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 給風、シャック給風及びガラス面押戻装置 図ト建-22 付属建物 除染室・分析室 建物平面図 図ト建-23 付属建物 除染室・分析室 建物立面図 図ト建-24 付属建物 除染室・分析室 建物断面図 図ト建-25 付属建物 除染室・分析室 概及び基礎状況 図ト建-26 付属建物 除染室・分析室 長尺図 (1FL×100付近) 図ト建-27 付属建物 除染室・分析室 屋根状況 図ト建-28 付属建物 除染室・分析室 G、R 通り軸線図 図ト建-29 付属建物 除染室・分析室 S、T 通り軸線図 図ト建-30 付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り軸線図 図ト建-31 付属建物 除染室・分析室 26 通り軸線図 図ト建-32 付属建物 除染室・分析室 2、23' 通り軸線図 図ト建-33 付属建物 除染室・分析室 20' 通り軸線詳細図 図ト建-34 付属建物 除染室・分析室 屋根面吹付補強及び折戻設備補強概略図 図ト建-2 付属建物 除染室・分析室 避難階段図 (建物平面) 図リ建-11 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-22 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、油圧通報設備 (電話設備) 図リ建-24 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 防火設備 屋外防火検知器 図リ建-35-1 防火設備 屋外防火検知からのアクセスルート 図リ建-35-2 防火設備 防火水栓配置図 図リ建-44 付属建物 除染室・分析室 防火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 雨水貯留装置 (1/3) 図リ建-57 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (3) 電 (内部漏水止水用) 図リ建-59 緊急対策設備 (3) 電 (一階設備式) 設備詳細図 図リ建-1 非常用原明、誘導灯 (配線工事、用2 燃料倉庫、除染室・分析室) 非常用ディンプル型蓄電池装置図			

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメント No.2609(NRA コメント No.1120-地盤4) を反映

表ト設一気28 気体廃棄設備(2)給気ファン(3) 仕様表(2/2)

燃料物質量の経算防止	-
安全機能を有する施設の種類	[6.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場種設置工場の床スラブに設置する。[6.40]給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持性能を有する設備に設置する。
地震による揺れの防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地質力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
津波による揺れの防止	-
外部からの衝撃による揺れの防止	[8.1-設6] F1 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [8.1-設16] 気候風水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7°Cでも作動できる設計とする。 [8.1-設17] 降木の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設18] 降木に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 建築基準法、危険物の規制に関する法令および消防法に該当しないため避難設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
人の不意な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	[10.1-設14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、[6.40]給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
火災等による揺れの防止	[11.2-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
洪水による揺れの防止	[12.1-設7] 洪水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の過常時及び設計基準事故発生時に想定される過常時状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(監視、閉じ込め、遮断等)を具備する設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
構造設備	-
燃料物質量の貯蔵施設	-
監視設備等	-
放射線管理施設	-
遮断施設	-
燃料物質量等による汚染の防止	-
遮断	-
換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、給気ファンを設置する。
非常用電源設備	-
過電圧保護設備	-

その他の事項許可で定める仕様  
注 第2種設計の技術基準に関する附則第三項 重大事故対応施設 第28条-第30条は該当しない。  
凡例 [ ] 内に示す数字：事業計画の「既 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当箇所の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字：第2種設計の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号。又はその他事項許可で定める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、第2種設計の技術基準第4条第1項(1)に示す設計番号 設1を示す。  
[6.1-設1]は、その他事項許可で定める仕様に関する設計番号 設1を示す。  
[6.40]は、その他事項許可で定める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気28 気体廃棄設備(2)給気ファン(3) 仕様表(2/2)

燃料物質量の経算防止	-
安全機能を有する施設の種類	[6.1-設1] 十分な支持性能を有する床スラブに設置する。[6.40]給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持性能を有する設備に設置する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
地震による揺れの防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地質力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
津波による揺れの防止	-
外部からの衝撃による揺れの防止	[8.1-設6] F1 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [8.1-設16] 気候風水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7°Cでも作動できる設計とする。 [8.1-設17] 降木の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設18] 降木に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 建築基準法、危険物の規制に関する法令および消防法に該当しないため避難設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
人の不意な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	[10.1-設14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、[6.40]給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
火災等による揺れの防止	[11.2-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
洪水による揺れの防止	[12.1-設7] 洪水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の過常時及び設計基準事故発生時に想定される過常時状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(監視、閉じ込め、遮断等)を具備する設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
構造設備	-
燃料物質量の貯蔵施設	-
監視設備等	-
放射線管理施設	-
遮断施設	-
燃料物質量等による汚染の防止	-
遮断	-
換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、給気ファンを設置する。
非常用電源設備	-
過電圧保護設備	-

その他の事項許可で定める仕様  
注 第2種設計の技術基準に関する附則第三項 重大事故対応施設 第28条-第30条は該当しない。  
凡例 [ ] 内に示す数字：事業計画の「既 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当箇所の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字：第2種設計の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号。又はその他事項許可で定める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、第2種設計の技術基準第4条第1項(1)に示す設計番号 設1を示す。  
[6.1-設1]は、その他事項許可で定める仕様に関する設計番号 設1を示す。  
[6.40]は、その他事項許可で定める仕様に関する設計番号 設1を示す。

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメント No.2613(NRA コメント No.1120-臨界4) を反映

追表り表-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (2/3)

一般仕様	寸法 (単位: mm)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む) (脱水タンク)
技術仕様に基づく設計の注	その他の性能	有効容量約 870L (脱水タンク)
	取扱う試料物質の状態	U <sub>6</sub> 粉末, U <sub>6</sub> 粉末等(分析サンプル)
	試料物質の境界防止	(9001・9071・9008)・(9001) [4.1-設1] 規制制限値を設定する (脱水タンクを除く)。 濃度値 5K以下 質量 14.5kg以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを材料回収ボックスに集約し立体角法により貯蔵する (閉鎖貯蔵-121)。 [4.2-設2] 工機種別域に設置する。(閉鎖域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する構造物の構築	[6.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室、工機種別域工機種の建物、土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震強度に足し分類する。 耐震強度分類第3類 (ただしサンプル保管室は第2類) [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [9071] 分析設備 不純物分析設備 サンプル保管室 第2類 本体部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 設置架台部材: [ ] (新規) 設置架台アンカーボルト: [ ] (新規)
	油漏による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不意な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする (脱水タンク)。 [10.1-設5] 分析設備、およびサンプル保管室のサンプル保持できる構造により、放射性物質の落下を防止する (脱水タンクを除く)。 [10.1-設8] 耐腐食性付材を使用する (脱水タンク)。 [7.1-設5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への氡水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室、分析室には高さ100mm以上の緊急対応設備 (3) (備 (内部止水止水用)) を設置する (三原燃 第19-0801号 図り様-57参照) (脱水タンク)。
	火災等による損傷の防止	[11.2-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	漏水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する (脱水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を従来水位(180mm)より高くする (脱水タンクを除く)。 [12.1-設7] 漏水又は浸水による電気火災防止のため、配管用遮断器を設置する (サンプル保管室を除く)。
	安全避難設備	-
安全機能を有する建設	[14.1-設1] 設置場所の過剰時及び設計基準事故発生時に想定される過剰状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮断等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、規制制限値を超えないように管理する (四体発生分光分析装置、自動ヘロゲン分析装置、サンプル保管室)。	

1922

追表り表-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (2/3)

一般仕様	寸法 (単位: mm)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む) (脱水タンク)
技術仕様に基づく設計の注	その他の性能	有効容量約 870L (脱水タンク)
	取扱う試料物質の状態	U <sub>6</sub> 粉末, U <sub>6</sub> 粉末等(分析サンプル)
	試料物質の境界防止	(9001・9071・9008)・(9001) [4.1-設1] 規制制限値を設定する (脱水タンクを除く)。 濃度値 5K以下 質量 14.5kg以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを材料回収ボックスに集約し立体角法により貯蔵する (閉鎖貯蔵-121) (脱水タンクを除く)。 [4.2-設2] 工機種別域に設置する。(閉鎖域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する構造物の構築	[6.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室、工機種別域工機種の建物、土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震強度に足し分類する。 耐震強度分類第3類 (ただしサンプル保管室は第2類) [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [9071] 分析設備 不純物分析設備 サンプル保管室 第2類 本体部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 設置架台部材: [ ] (新規) 設置架台アンカーボルト: [ ] (新規)
	油漏による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不意な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする (脱水タンク)。 [10.1-設5] 分析設備、およびサンプル保管室のサンプル保持できる構造により、放射性物質の落下を防止する (脱水タンクを除く)。 [10.1-設8] 耐腐食性付材を使用する (脱水タンク)。 [7.1-設5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への氡水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ100mm以上の緊急対応設備 (3) (備 (内部止水止水用)) を設置する (三原燃 第19-0801号 図り様-57参照) (脱水タンク)。
	火災等による損傷の防止	[11.2-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	漏水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する (脱水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を従来水位(180mm)より高くする (脱水タンクを除く)。 [12.1-設7] 漏水又は浸水による電気火災防止のため、配管用遮断器を設置する (サンプル保管室を除く)。
	安全避難設備	-
安全機能を有する建設	[14.1-設1] 設置場所の過剰時及び設計基準事故発生時に想定される過剰状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮断等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、規制制限値を超えないように管理する (四体発生分光分析装置、自動ヘロゲン分析装置、サンプル保管室)。	

建物名称	工事内容及び工事名称	工事の方法	工事の目的・影響評価			
			影響	影響態	形式 (内外部)	部位
原料貯蔵所	4-a. 取囲外壁の既存設備強	取囲壁を向上を目的に、付属建物取囲壁の既存設備(0.5倍り)に等しい強度を確保し、取囲コンクリート製の壁、柱及び梁を上部により補強する。	◎	○	○	—
	4-b. 取囲外壁の既存設備強	取囲壁を向上を目的に、付属建物取囲壁の既存設備(1.5倍り)に等しい強度を確保し、取囲コンクリート製の壁、柱及び梁を上部により補強する。	◎	○	○	—
	4-c. 基礎補強	取囲壁性向上を目的に、付属建物取囲壁の既存シャフトを拡大し、取囲(SD-10)を新設する。	—	◎	○	—
	4-d. 基礎補強	付属建物取囲壁を目的に、付属建物取囲壁の既存設備(SD-40)を新設する。	—	◎	○	—

凡例  
 ◎ : 工事の目的  
 ○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価ではすべての補強の取囲を考慮している

付属建物	原料貯蔵所
建物	建物の補強工事と名称影響評価との関係
原	図へ-1-2
審	原料貯蔵所

2171

建物名称	工事内容及び工事名称	工事の方法	工事の目的・影響評価			
			影響	影響態	形式 (内外部)	部位
原料貯蔵所	4-a. 取囲外壁の既存設備強	取囲壁を向上を目的に、付属建物取囲壁の既存設備(1.0倍り)に等しい強度を確保し、取囲コンクリート製の壁、柱及び梁を上部により補強する。	◎	○	○	—
	4-b. 取囲外壁の既存設備強	取囲壁を向上を目的に、付属建物取囲壁の既存設備(1.5倍り)に等しい強度を確保し、取囲コンクリート製の壁、柱及び梁を上部により補強する。	◎	○	○	—
	4-c. 基礎補強	取囲壁性向上を目的に、付属建物取囲壁の既存シャフトを拡大し、取囲(SD-10)を新設する。	—	◎	○	—
	4-d. 基礎補強	付属建物取囲壁を目的に、付属建物取囲壁の既存設備(SD-40)を新設する。	—	◎	○	—

凡例  
 ◎ : 工事の目的  
 ○ : 影響評価をしている項目


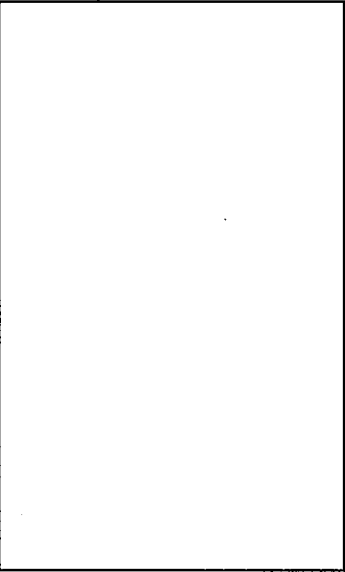
注) 耐震評価ではすべての補強の取囲を考慮している

付属建物	原料貯蔵所
建物	建物の補強工事と名称影響評価との関係
原	図へ-1-2
審	原料貯蔵所

28


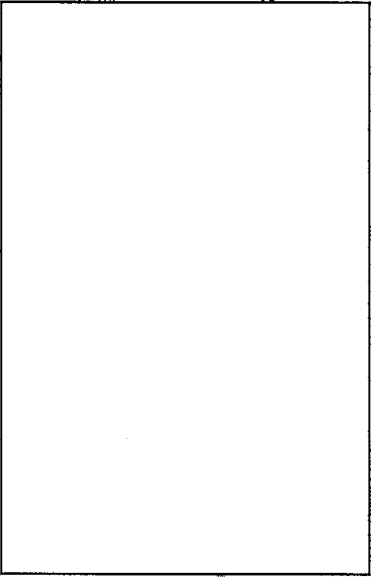
コメント No.2622(NRA コメント No.1120-臨界建2)を反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

No.	安全機器を有する型番名称	種
[28]	AD01排出ボックス	1
内は、耐震計算書の部位名称を示す		
		
		
<p>*1: 気体発生設備(1)としての申請範囲 (図1系1-18参照)</p> <p>*2: 開口部風速 0.5m/秒以上</p> <p>*3: 排水水位 (床面より160mm)</p> <p>*4: 形状寸法制限 (機器の直径25mm以下) SUS容器は先行申請で申請済</p> <p><input type="checkbox"/>: クランが添着する部分</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>: 機器を囲うフードボックス(PC)</p> <p>単位: mm</p>		
名	クラン回収設備(第2系列)	
番	AD01排出ボックス	
目	図1般-114	工機種
号		転換工場

2727

11月20日面談コメント反映案

No.	安全機器を有する型番名称	種
[28]	AD01排出ボックス	1
内は、耐震計算書の部位名称を示す		
		
		
<p>*1: 気体発生設備(1)としての申請範囲 (図1系1-18参照)</p> <p>*2: 開口部風速 0.5m/秒以上</p> <p>*3: 排水水位 (床面より160mm)</p> <p>*4: 形状寸法制限 (容器の直径25mm以下) SUS容器は先行申請で申請済</p> <p>*5: クラン添着を予阻した容器は、台車を使用して、対応策を講ずる</p> <p><input type="checkbox"/>: クランが添着する部分</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>: 機器を囲うフードボックス(PC)</p> <p>単位: mm</p>		
名	クラン回収設備(第2系列)	
番	AD01排出ボックス	
目	図1般-114	工機種
号		転換工場

備考

コメントNo.2618(NRA コメントNo.1120-閉込4)を反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

No.	安全施設を有する施設名称 (248) ヒュームフード(2)	部	位		1
内は、耐震計算書の部位名称を示す					
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; height: 150px;"></div>					
<p>*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上                  *2 : 溢水水位 (床面より160mm)                  *3 : 気体燃焼産物(1)としての申請範囲                  (図ト系1-18参照)</p> <p>☒ : クランが滞留する部分                  ☒ : クランを取り扱うフートボックス(PC)                  ☒ : 降除を囲うフートボックス(PC)                  ← : クランの流れ</p> <p style="text-align: right;">単位 : mm</p>					
名	クラン回収設備(第2系列)		工		
姓	ヒュームフード(2)		場		
内	図イ段-119		作		
業	図イ段-119		場	既設工場	

2732

11月20日面談コメント反映案

No.	安全施設を有する施設名称 (248) ヒュームフード(2)	部	位		1
内は、耐震計算書の部位名称を示す					
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; height: 150px;"></div>					
<p>*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上                  *2 : 溢水水位 (床面より160mm)                  *3 : 気体燃焼産物(1)としての申請範囲                  (図ト系1-18参照)</p> <p>☒ : クランが滞留する部分                  ☒ : クランを取り扱うフートボックス(PC)                  ☒ : 降除を囲うフートボックス(PC)                  ← : クランの流れ</p> <p style="text-align: right;">単位 : mm</p>					
名	クラン回収設備(第2系列)		工		
姓	ヒュームフード(2)		場		
内	図イ段-119		作		
業	図イ段-119		場	既設工場	

備考

コメント No.2616(NRA コメント No.1120-閉込2)を反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

No.	安全確認を要する施設名称	種別
【491】	シリンドラ貯蔵装置	152
<p>内は、確認計算書の部位名称を表示</p>		
<p>シリンドラ貯蔵装置 (1) (2)</p>		
名称	原燃料採取機	シリンドラ貯蔵装置 (1) ~ (3)
種別	工機種	工機種
箇所	区へ設-1 (1/2)	区へ設-1 (1/2)
番		船機工事

\*1 : 溢水水位 (床面より100mm)  
 : クラウンが滞留する部分  
 単位 : mm

3290

11月20日面談コメント反映案

No.	安全確認を要する施設名称	種別
【491】	シリンドラ貯蔵装置	152
<p>内は、確認計算書の部位名称を表示</p>		
<p>シリンドラ貯蔵装置 (1) (2)</p>		
名称	原燃料採取機	シリンドラ貯蔵装置 (1) ~ (3)
種別	工機種	工機種
箇所	区へ設-1 (1/2)	区へ設-1 (1/2)
番		船機工事

\*1 : 溢水水位 (床面より100mm)  
 \*2 : 貯留位置 (クレーン高さ10m以上)  
 \*3 : 貯留位置 (クレーン高さ10m以上、30mm以下)  
 : クラウンが滞留する部分  
 単位 : mm

備考

コメント No.2620(NRA コメント No.1120-閉込6) を反映





6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

No.	安全審査を受ける施設名称	種	1
1853	トランバース		

□内は、前案計算書の部位名称を表示

名	燃料貯蔵設備	工	燃焼
種	トランバース	区	50(1/2)
区	図へ表-50(1/2)	組	組立工場

単位: mm

3363

11月20日面談コメント反映案

No.	安全審査を受ける施設名称	種	1
1853	トランバース		

□内は、前案計算書の部位名称を表示

名	燃料貯蔵設備	工	燃焼
種	トランバース	区	50(1/2)
区	図へ表-50(1/2)	組	組立工場

単位: mm

備考

コメントNo.2604(NRA コメントNo.1120-地震2)を反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

寸 法 表	燃料貯蔵設備	工場棟
	トラバース	組立工場
	図へ依-50(2/2)	
単位: mm		

3364

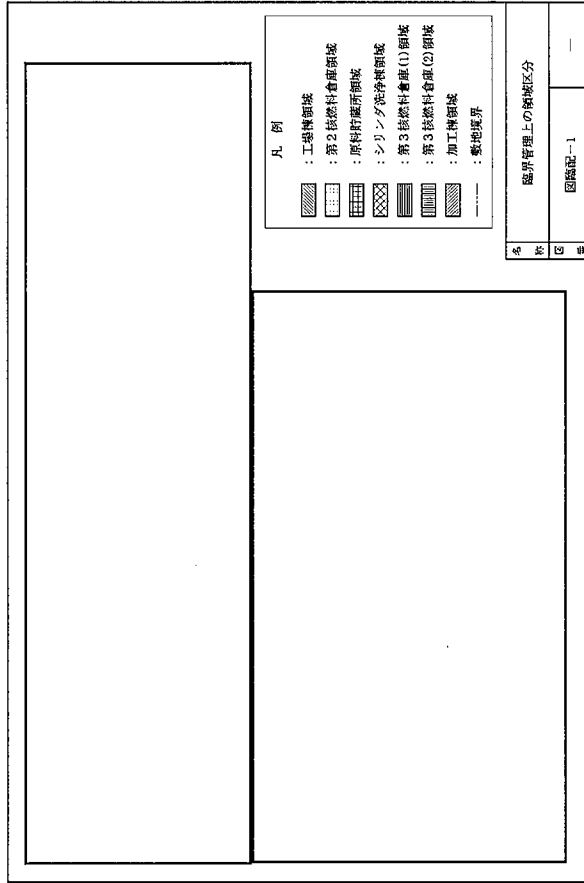
11月20日面談コメント反映案

寸 法 表	燃料貯蔵設備	工場棟
	トラバース	組立工場
	図へ依-50(2/2)	
単位: mm		

備考

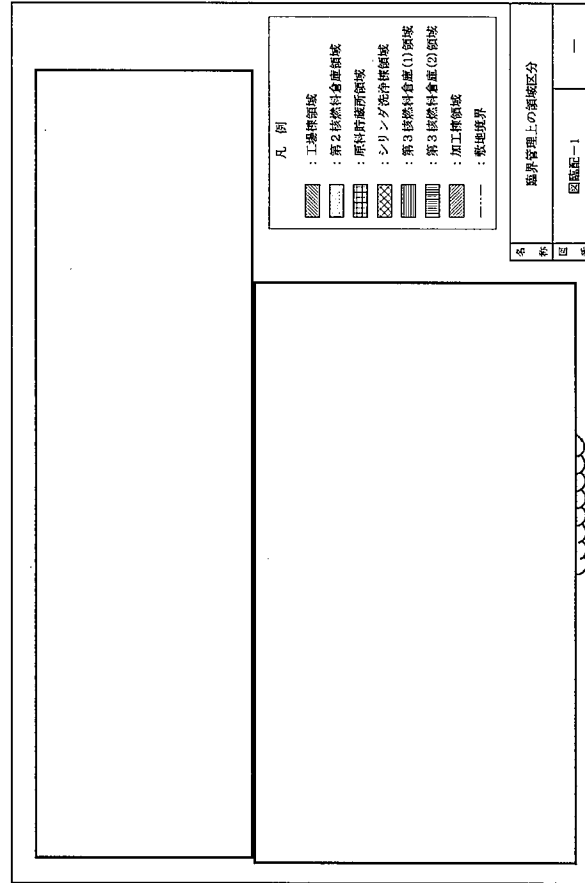
コメント No.2604(NRA コメント No.1120-地震2) を反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)



3711

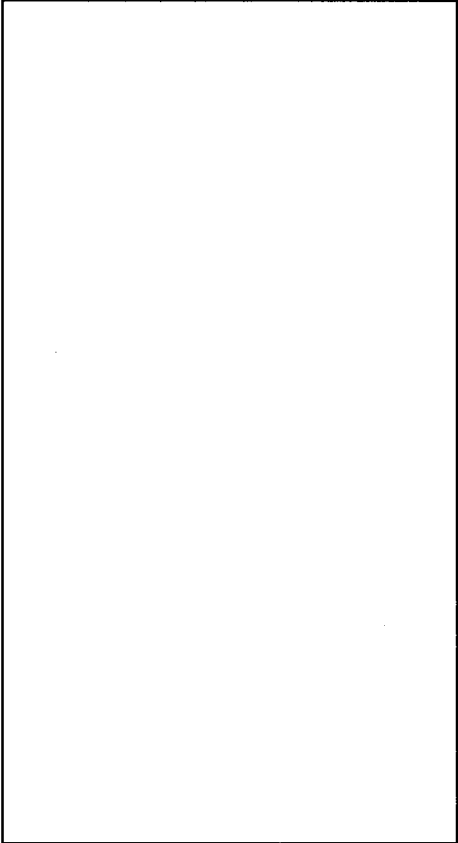
11月20日面談コメント反映案



備考

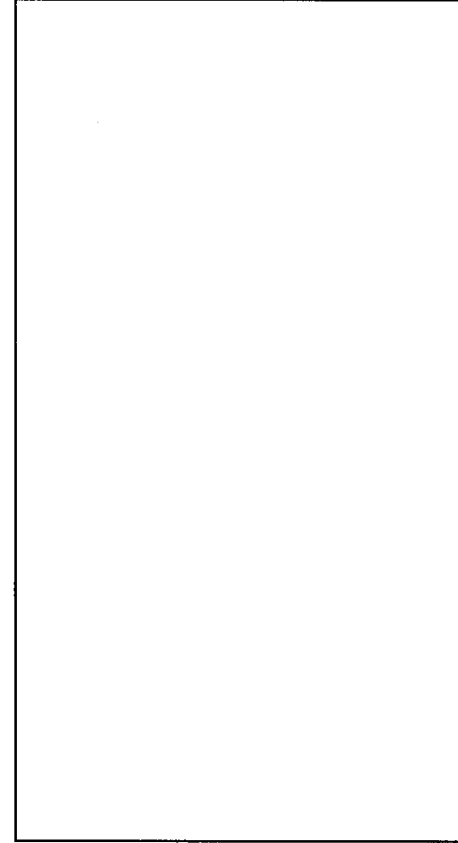
コメントNo.2621(NRA コメントNo.1120-臨界建1)を反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

 <p>(注)：単一ユニット間の表面間距離は30.5cm以上とする。</p>		*：図中の番号はユニット番号を示す(図面No.~121参照) 転換工場、除灰室、分析室	
		名称 図配記-2(3/8)	ユニット配置図 工業棟 転換工場

3714

11月20日面談コメント反映案

 <p>(注)：単一ユニット間の表面間距離は30.5cm以上とする。</p>		*：図中の番号はユニット番号を示す(図面No.~121参照) 転換工場、除灰室、分析室	
		名称 図配記-2(3/8)	ユニット配置図 工業棟 転換工場

備考

コメント No.2612(NRA コメント No.1120-臨界3)を反映





6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
<p style="text-align: right;">資料2設</p> <p>(安全機能を有する施設の地盤)</p> <p>第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p> <p>(適合性の説明)</p> <p>○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。</p> <p>建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接着る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(6-1)</p> <p>▶ [5.1-設1] 安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する。なお、本申請対象の化学処理施設(工場棟転換工場)、成形施設(工場棟成型工場、加工棟成型工場)、被覆施設(工場棟成型工場、工場棟組立工場)、組立施設(工場棟組立工場)、核燃料物質の貯蔵施設(工場棟転換工場、工場棟成型工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、工場棟組立工場)、放射性廃棄物の廃棄施設(工場棟転換工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第2及び第3核燃料倉庫、工場棟成型工場、放射線管理棟、加工棟成型工場、付属建物第1及び第2廃棄物処理所、付属建物第3廃棄物倉庫、付属建物シリンダ洗浄棟)は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物、床スラブまたは土間コンクリートに設置する(付属建物第2及び第3核燃料倉庫、付属建物第1及び第2廃棄物処理所、付属建物第3廃棄物倉庫、付属建物シリンダ洗浄棟の支持性能を“添付説明書一建2-X”に、地下ピット(716)の支持地盤を“添付説明書一建2-IX”に示す。また、その他の設備・機器の支持性能は先行申請(2及び4次申請した評価結果)による)。ただし、上記設備・機器に取り付けられた安全機能を有する警報設備及びインターロック<sup>※1</sup> 検出端は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物に設置された耐震強度を有する設備・機器により支持される。</p> <p>*1: {34}, {36}, {39}, {43}, {44}, {46}, {51}, {53}, {56}, {59}, {61}, {63}, {64}, {66}, {68}, {74}, {75}, {76}, {77}, {81}, {82}, {98}, {100}, {101}, {102}, {103}, {104}, {160}, {164}, {165}, {168}, {171}, {173}, {176}, {179}, {187}, {191}, {192}, {199}, {208}, {216}, {218}, {220}, {222}, {224}, {226}, {229}, {230}, {232}, {241}, {319}, {320}, {321}, {322}, {323}, {324}, {327}, {328}, {329}, {330}, {331}, {332}, {355}, {358}, {360}, {409}, {410}, {411}, {412}, {413}, {414}, {637}, {708}, {711}, {714}, {717}, {720}, {722}, {724}, {726}, {753}, {755}, {758}, {761}</p> <p>また、工場棟転換工場チェックタンク室の集水槽(チェック)A~C(723)から排水口までの配管の一部が屋外に設置されることに対して、これらの配管は十分な支持性能を有する工場棟転換工場(壁)に設置される。また、加工棟成型工場廃液処理室の貯留</p>	<p style="text-align: right;">資料2設</p> <p>(安全機能を有する施設の地盤)</p> <p>第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p> <p>(適合性の説明)</p> <p>○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。</p> <p>建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接着る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(6-1)</p> <p>▶ [5.1-設1] 安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する。なお、本申請対象の化学処理施設(工場棟転換工場)、成形施設(工場棟成型工場、加工棟成型工場)、被覆施設(工場棟成型工場、工場棟組立工場)、組立施設(工場棟組立工場)、核燃料物質の貯蔵施設(工場棟転換工場、工場棟成型工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、工場棟組立工場、付属建物容器管理棟)、放射性廃棄物の廃棄施設(工場棟転換工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第2及び第3核燃料倉庫、工場棟成型工場、放射線管理棟、加工棟成型工場、付属建物第1及び第2廃棄物処理所、付属建物第3廃棄物倉庫、付属建物シリンダ洗浄棟)は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物、床スラブまたは土間コンクリートに設置する(付属建物第1及び第2廃棄物処理所、付属建物第3廃棄物倉庫、付属建物シリンダ洗浄棟の支持性能を“資料2設”に示す。なお、付属建物第1及び第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟の地盤の評価結果を“添付説明書一建2-X”に、地下ピット(716)の支持地盤を“添付説明書一建2-IX”に示す。また、付属建物第3核燃料倉庫に設置する設備・機器の支持性能は前回以降申請する。その他の設備・機器の支持性能は先行申請(2及び4次申請した評価結果)による)。ただし、上記設備・機器に取り付けられた安全機能を有する警報設備及びインターロック<sup>※1</sup> 検出端は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物に設置された耐震強度を有する設備・機器により支持される。</p> <p>*1: {34}, {36}, {39}, {43}, {44}, {46}, {51}, {53}, {56}, {59}, {61}, {63}, {64}, {66}, {68}, {74}, {75}, {76}, {77}, {81}, {82}, {98}, {100}, {101}, {102}, {103}, {104}, {160}, {164}, {165}, {168}, {171}, {173}, {176}, {179}, {187}, {191}, {192}, {199}, {208}, {216}, {218}, {220}, {222}, {224}, {226}, {229}, {230}, {232}, {241}, {319}, {320}, {321}, {322}, {323}, {324}, {327}, {328}, {329}, {330}, {331}, {332}, {355}, {358}, {360}, {409}, {410}, {411}, {412}, {413}, {414}, {637}, {708}, {711}, {714}, {717}, {720}, {722}, {724}, {726}, {753}, {755}, {758}, {761}</p>	<p>コメント No.2606、2607 (NRA コメント No.1120-地盤1、1120-地盤2)を反映</p>



タンク(チェック)(1)~(3) [754]から排水貯留池までの配管は、加工機成型工場から屋外に出て、地下共同溝内に設置されることに対して、これらの配管は十分な支持性能を有する建築物、地下共同溝床面に設置する。工場機成型工場連続焼結炉(318)、加工機成型工場連続焼結炉(408)の窒素ガス配管系統の一部を構成する窒素ガス供給設備は、十分な支持性能を有する建築物に設置する。工場機成型工場ロータリーキルン(94)の窒素ガス配管系統の一部を構成する窒素ガス供給設備は十分な支持性能を有するコンクリートサポート基礎に設置する。気体排ガス分解装置(635)、スクラバ(692)、屋外に設置した給気ファン(325、395、37AH、SF3、SF-B2)(609) [641] (680)及び屋外に設置したダクト(614) [636] [646] [685] [687]は十分な支持性能を有するコンクリートサポート基礎に設置する。

上記の屋外に設置された以下の設備の地盤については、4次申請書添付説明書一設2-1-付1と同様の方法によりローム層に作用する圧縮応力度を評価し、これがローム層の許容応力度<sup>※</sup>(長期:50 [kN/m<sup>2</sup>]、短期:100 [kN/m<sup>2</sup>])以下であることを資料設2-1表に示す通り確認した。

※ ローム層の許容応力度(出典:建築基準法施行令93条)

資料設2-1表 ローム層に作用する圧縮応力度の評価

評価部位	支圧面に作用する力W[kN]	長期的にローム層に作用する圧縮応力度[kN/m <sup>2</sup> ]	短期的にローム層に作用する圧縮応力度[kN/m <sup>2</sup> ]	判定(許容値[kN/m <sup>2</sup> ] 長期:50、短期:100)
(a) 地下共同溝床部 <sup>*1</sup>	12	34	58	合格
(b) 屋外窒素ガスサポート基礎 <sup>*2</sup>	4	13	16	合格
(c) 排ガス分解装置サポート基礎	132	24	35	合格
(d) 屋外スクラバサポート基礎	71	21	29	合格
(e) 屋外給気ファンサポート基礎 <sup>*3</sup>	12	13	14	合格

\*1 定ピッチ法により求まる配管支持間隔の最大値6.0mの配管重量がベースプレート(1カ所)で支持されているとして保守的に評価

\*2 工場機成型工場のロータリーキルン(94)を構成する屋外窒素ガス供給設備に対する評価

\*3 積載重量の最も大きい気体廃棄設備(1)の給気ファン(609)を構成する屋外給気ファン(37AH)に対する評価

また、工場機成型工場チェックタンク室の排水槽(チェック)A~C[723]から排水口までの配管の一部が屋外に設置されることに対して、これらの配管は十分な支持性能を有する工場機成型工場(機)に設置される。また、加工機成型工場連続処理室の貯留タンク(チェック)(1)~(3) [754]から排水貯留池までの配管は、加工機成型工場から屋外に出て、地下共同溝内に設置されることに対して、これらの配管は十分な支持性能を有する建築物、地下共同溝床面に設置する。工場機成型工場連続焼結炉(318)、加工機成型工場連続焼結炉(408)の窒素ガス配管系統の一部を構成する窒素ガス供給設備は、十分な支持性能を有する建築物に設置する。工場機成型工場ロータリーキルン(94)の窒素ガス配管系統の一部を構成する窒素ガス供給設備は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。排ガス分解装置(635)、スクラバ(692)、屋外に設置した給気ファン(325、395、37AH、SF3、SF-B2)(609) [641] (680)及び屋外に設置したダクト(614) [636] [646] [685] [687]は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

上記の屋外に設置された以下の設備の地盤については、4次申請書添付説明書一設2-1-付1と同様の方法によりローム層に作用する圧縮応力度を評価し、これがローム層の許容応力度<sup>※</sup>(長期:50 [kN/m<sup>2</sup>]、短期:100 [kN/m<sup>2</sup>])以下であることを資料設2-1表に示す通り確認した。

※ ローム層の許容応力度(出典:建築基準法施行令93条)

資料設2-1表 ローム層に作用する圧縮応力度の評価

評価部位	支圧面に作用する力W[kN]	長期的にローム層に作用する圧縮応力度[kN/m <sup>2</sup> ]	短期的にローム層に作用する圧縮応力度[kN/m <sup>2</sup> ]	判定(許容値[kN/m <sup>2</sup> ] 長期:50、短期:100)
(a) 地下共同溝床部 <sup>*1</sup>	12	34	58	合格
(b) 屋外窒素ガスサポート基礎 <sup>*2</sup>	3	13	16	合格
(c) 排ガス分解装置サポート基礎	132	24	35	合格
(d) 屋外スクラバサポート基礎	71	21	29	合格
(e) 屋外給気ファンサポート基礎 <sup>*3</sup>	12	13	14	合格

\*1 定ピッチ法により求まる配管支持間隔の最大値6.0mの配管重量がベースプレート(1カ所)で支持されているとして保守的に評価

\*2 工場機成型工場のロータリーキルン(94)を構成する屋外窒素ガス供給設備に対する評価

\*3 積載重量の最も大きい気体廃棄設備(1)の給気ファン(609)を構成する屋外給気ファン(37AH)に対する評価

コメントNo.2608(NRA コメントNo.1120-地盤3)を反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
<p>シートを設置し漏えいの少ない構造とすることにより、室内の圧力を外気に対して負圧に維持できる構造とする。</p> <p>第1廃棄物処理所前室は、第2種管理区域であるが、一時的に第1種管理区域のシャックを解放するため、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、シャック解放時に第1種管理区域の負圧が維持できる。</p> <p>○廃棄物貯蔵設備(5)</p> <p>容器等の落下を防止する設計。(4-32)</p> <p>▶ [10.1-設5] 鋼製のドラム缶又は角形容器に放射性固体廃棄物を取納し、ドラム缶及び角形容器が落下しないよう、ドラム缶をドラム缶固縛器具で、角形容器を角形容器固縛器具で保持する。</p> <p>第十条の七号 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。</p> <p>(適合性の説明)</p> <p>○シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、チェックタンク室 地下集水槽 地下ピット</p> <p>第1種管理区域の建物の内部の床及び人が触れるおそれがある壁は、表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等で仕上げる。(4-24)</p> <p>▶ [10.1-建6]シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所及びチェックタンク室 地下集水槽地下ピットの第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰(せき)が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>(適合性の説明)</p> <p>○シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所</p> <p>第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計とする。</p> <p>第1種管理区域の境界から外部へ溢水が流入ししない設計とする。(11-2)</p> <p>▶ [10.1-建5]シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所及び第2廃棄物処理所は、以下の目的で緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止</li> <li>・第2廃棄物処理所 第1種管理区域から非管理区域への溢水の漏えいを防止と非管理区域から第1種管理区域への溢水の漏えいを防止</li> </ul>	<p>シートを設置し漏えいの少ない構造とすることにより、室内の圧力を外気に対して負圧に維持できる構造とする。</p> <p>第1廃棄物処理所前室は、第2種管理区域であるが、一時的に第1種管理区域のシャックを解放するため、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、シャック解放時に第1種管理区域の負圧が維持できる。</p> <p>○廃棄物貯蔵設備(5)</p> <p>容器等の落下を防止する設計。(4-32)</p> <p>▶ [10.1-設5] 鋼製のドラム缶又は角形容器に放射性固体廃棄物を取納し、ドラム缶及び角形容器が落下しないよう、ドラム缶をドラム缶固縛器具で、角形容器を角形容器固縛器具で保持する。</p> <p>第十条の七号 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。</p> <p>(適合性の説明)</p> <p>○シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、チェックタンク室 地下集水槽 地下ピット</p> <p>第1種管理区域の建物の内部の床及び人が触れるおそれがある壁は、表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等で仕上げる。(4-24)</p> <p>▶ [10.1-建6]シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所及びチェックタンク室 地下集水槽地下ピットの第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰(せき)が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>(適合性の説明)</p> <p>○シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所</p> <p>第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計とする。</p> <p>第1種管理区域の境界から外部へ溢水が流入ししない設計とする。(11-2)</p> <p>▶ [10.1-建5]シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所及び第2廃棄物処理所は、地盤時に設備が損傷した場合等に、第1種管理区域の境界から外部へ溢水が流入しないために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(附付説明書…巻8参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止</li> <li>・第2廃棄物処理所 第1種管理区域から非管理区域への溢水の漏えいを防止と非管理区域から第1種管理区域への溢水の漏えいを防止</li> </ul>	<p>コメント No.2625(NRA コメント No.1120-閉込建1)を反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

ユニット寸法   
 投影最大寸法  $D_0$ :   
 離隔距離によって隔離を説明する各領域のうち、第2核燃料倉庫領域(490cm以上)を除いた領域の代表ユニットの投影最大寸法  $D_0$  と必要離隔距離を添説建1-6表に示す。

添説建1-6表 工場棟領域に対する各領域の必要離隔距離(単位:m)

離隔距離による 隔離対象領域	代表ユニット						必要離隔距離 MAX( $D_0$ , $D_0 \times 3.66$ )
	名称	幅	奥行	高さ	直径	投影最大寸法 $D_0$	
加工棟領域	仕上りペレット貯蔵棚 (1)~(32) [573]						24
原料貯蔵所領域	UF <sub>6</sub> シリンダ [488]						24
シリンダ洗浄棟領域	UF <sub>6</sub> シリンダ [488]						24
第3核燃料倉庫(2) 領域(開口部)	ペレット貯蔵棚・保存棚 料庫貯蔵棚 [576・590]						24
最大の必要離隔距離							24

工場棟領域から一番近い領域はシリンダ洗浄棟領域であり、その領域間距離は59m以上ある。この距離は添説建1-6表に示す最大の必要離隔距離より大きいことから、工場棟領域は離隔距離を満足していることを確認した。

7 まとめ

シリンダ洗浄棟領域、原料貯蔵所領域及び工場棟領域について、他の領域との中性子相互干渉を評価した。いずれの領域に対しても、臨界隔離壁により隔離されているか、離隔距離により隔離されており、臨界安全評価を行う上で領域同士が中性子相互干渉しないことを確認した。なお、工場棟領域のユニット上端高さが490cm以上のユニットと第2核燃料領域のユニットとの必要離隔距離は添付説明書一設1-5に示すが、それ以外の領域間の必要離隔距離は工場棟領域のユニット最大寸法から決まる24mである。

4696

11月20日面談コメント反映案

ユニット寸法   
 投影最大寸法  $D_0$ :   
 離隔距離によって隔離を説明する各領域のうち、第2核燃料倉庫領域(490cm以上)を除いた領域の代表ユニットの投影最大寸法  $D_0$  と必要離隔距離を添説建1-6表に示す。

添説建1-6表 工場棟領域に対する各領域の必要離隔距離(単位:m)

離隔距離による 隔離対象領域	代表ユニット						必要離隔距離 MAX( $D_0$ , $D_0 \times 3.66$ )
	名称	幅	奥行	高さ	直径	投影最大寸法 $D_0$	
加工棟領域	仕上りペレット貯蔵棚 (1)~(32) [573]						24
原料貯蔵所領域	UF <sub>6</sub> シリンダ [488]						24
シリンダ洗浄棟領域	UF <sub>6</sub> シリンダ [488]						24
第3核燃料倉庫(2) 領域(開口部)	ペレット貯蔵棚・保存棚 料庫貯蔵棚 [576・590]						24
最大の必要離隔距離							24

工場棟領域から一番近い領域はシリンダ洗浄棟領域であり、その領域間距離は59m以上ある。この距離は添説建1-6表に示す最大の必要離隔距離より大きいことから、工場棟領域は離隔距離を満足していることを確認した。

7 まとめ

シリンダ洗浄棟領域、原料貯蔵所領域及び工場棟領域について、他の領域との中性子相互干渉を評価した。いずれの領域に対しても、臨界隔離壁により隔離されているか、離隔距離により隔離されており、臨界安全評価を行う上で領域同士が中性子相互干渉しないことを確認した。また、工場棟領域のユニット上端高さが490cm以上のユニットと第2核燃料領域のユニットとの必要離隔距離は添付説明書一設1-5に示すが、それ以外の領域間の必要離隔距離は工場棟領域のユニット最大寸法から決まる24mである。

なお、本申請において工場棟領域のユニットを4次申請における評価より保守的に設定したが、既認可の建物・構造物、設備・機器の設計に影響はない。

備考

コメント No.2623(NRA コメント No.1120-臨界建3)を反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
<p>1.3. 設備・機器の耐震評価方法</p> <p>設備・機器の地震力に対する安全機能の維持は、本体及び据付ボルトを対象として、部材及び据付ボルトに発生する応力及び荷重が許容限界以下であることを確認することで実施する。耐震重要度分類第1類、第2類の設備・機器は、はりモデル、シェルモデル及び剛体のいずれかでモデル化する。これらは、固有振動数、使用している部材、構造により選択する。モデル選択のフロー図を添説設3-1図に示す。なお、耐震重要度分類第3類の設備・機器は、据付ボルトを評価する。インターロックは、検出端、制御部、作動端を対象に評価を実施する。</p> <p>部材については、引張応力度、圧縮応力度、せん断応力度、曲げ応力度、組合せ応力度、組合せ応力を対象とする。また、据付ボルトについては、引張応力度、せん断応力度、引抜き力を対象とする。</p> <p>モデル化に際して、下記の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部材及び据付ボルトは、重要度分類及び設置床レベルを考慮した設計用地震力を用いて、解析モデルに静的荷重を付与することで実施する。</li> <li>(2) 添説設3-2図に示すようなりモデルの場合は、既設工認で使用実績がある、解析コードFAP-3又はNASTRANを使用する。また、シェルモデルの場合は、既設工認で実績のある、解析コードNASTRANを使用する。部材は短期荷重作用時に水平方向に与えられる地震荷重による全体変形に伴うモーメントが支配的であることから、要素節点に着目する。</li> <li>(3) 拘束条件は、据付ボルト部では並進3方向固定とする。ただし、槽等の単純はりである場合は、据付ボルト部では固定とする。</li> <li>(4) 荷重は長期荷重と短期荷重を考慮する。長期荷重は鉛直方向の固定荷重、積載荷重である。短期荷重は長期荷重と地震力の合計であり、水平2方向についてそれぞれ考慮する。機器の重量や機器内のウラン等の物質による積載荷重を作用荷重とする。</li> <li>(5) 機器本体の据付ボルトについては、以下の条件を満たす場合は、架台の据付ボルトの応力評価で代表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器本体の据付ボルトに比べ、架台の据付ボルトの方が機器重心からの距離が大きい場合、機器本体の据付ボルトに比べ、架台の据付ボルトの本数及びボルト径が同等以下の場合。</li> </ul> この条件を満たさない場合は、機器本体及び架台の据付ボルトを評価する。 </li> <li>(6) 温度条件は原則常温とする。ただし、設備が加熱され温度が高くなる設備については、温度を考慮した材料定数及び許容限界を用いる。温度を考慮してモデル化を行う設備を添説設3-3表に示す。</li> </ol> <p>設備の耐震計算フローの概要を添説設3-3図に示す。</p>	<p>1.3. 設備・機器の耐震評価方法</p> <p>設備・機器の地震力に対する安全機能の維持は、本体及び据付ボルトを対象として、部材及び据付ボルトに発生する応力及び荷重が許容限界以下であることを確認することで実施する。耐震重要度分類第1類、第2類の設備・機器は、はりモデル、シェルモデル及び剛体のいずれかでモデル化する。これらは、固有振動数、使用している部材、構造により選択する。モデル選択のフロー図を添説設3-1図に示す。なお、耐震重要度分類第3類の設備・機器は、据付ボルトを評価する。インターロックは、検出端、制御部、作動端を対象に評価を実施する。</p> <p>部材については、引張応力度、圧縮応力度、せん断応力度、曲げ応力度、組合せ応力度、組合せ応力を対象とする。また、据付ボルトについては、引張応力度、せん断応力度、引抜き力を対象とする。</p> <p>モデル化に際して、下記の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部材及び据付ボルトは、重要度分類及び設置床レベルを考慮した設計用地震力を用いて、解析モデルに静的荷重を付与することで実施する。</li> <li>(2) 添説設3-2図に示すようなりモデルの場合は、構造計算式を用いて評価するか、解析コードで評価する場合は、既設工認で使用実績がある、解析コードFAP-3又はNASTRANを使用する。また、シェルモデルの場合は、既設工認で実績のある、解析コードNASTRANを使用する。部材は短期荷重作用時に水平方向に与えられる地震荷重による全体変形に伴うモーメントが支配的であることから、要素節点に着目する。</li> <li>(3) 拘束条件は、据付ボルト部では並進3方向固定とする。ただし、槽等の単純はりである場合は、据付ボルト部では固定とする。</li> <li>(4) 荷重は長期荷重と短期荷重を考慮する。長期荷重は鉛直方向の固定荷重、積載荷重である。短期荷重は長期荷重と地震力の合計であり、水平2方向についてそれぞれ考慮する。機器の重量や機器内のウラン等の物質による積載荷重を作用荷重とする。</li> <li>(5) 機器本体の据付ボルトについては、以下の条件を満たす場合は、架台の据付ボルトの応力評価で代表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器本体の据付ボルトに比べ、架台の据付ボルトの方が機器重心からの距離が大きい場合、機器本体の据付ボルトに比べ、架台の据付ボルトの本数及びボルト径が同等以下の場合。</li> </ul> この条件を満たさない場合は、機器本体及び架台の据付ボルトを評価する。 </li> <li>(6) 温度条件は原則常温とする。ただし、設備が加熱され温度が高くなる設備については、温度を考慮した材料定数及び許容限界を用いる。温度を考慮してモデル化を行う設備を添説設3-3表に示す。</li> <li>(7) 耐震重要度分類において、上位の分類に属する設備・機器が、下位の分類に属する設備・機器の破損により、波及的破損を生じないことを確認するために、下位の分類に属する設備・機器に上位の地震力が作用した場合に、固定機能が損なわれないことを確認する。なお、十分に距離がとられている場合は、この確認は不要とする。波及的破損を及ぼさないことを確認した設備・機器を添説設3-4表に示す。</li> </ol> <p>設備の耐震計算フローの概要を添説設3-3図に示す。</p>	<p>コメントNo.2603(NRAコメントNo.1120-地震1)を反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメント No.2603(NRA コメント No.1120-地震1)を反映

添設表 3-4表 波及的危険を考慮する設備(1/4)

機器名	部位名称	安全機能番号	附属機要度分類
リサイクル粉投入ボックス	リサイクル粉投入ボックス(1)	89	第2類
	リサイクル粉投入ボックス(1)	89	第2類
回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機 (金属容器 (粉末) 混合)	122	第2類
サンプリング台	サンプリング台	123	第2類
原料フードボックス	原料フードボックスA及び粉末フィーダ	158, 159	第2類
	原料フードボックスB	158	第2類
	原料フードボックスA, B架台	156	第2類
箱形乾燥機	箱形乾燥機	180	第2類
	箱形乾燥機架台	180	第2類
明け替えフードボックス①	明け替えフードボックス①, ②	182, 185	第2類
	明け替えフードボックス① (ホッパー)	183	第2類
	乾燥トレイ一時受コンベア部架台	182	第2類
バックアップフィルタ (明け替えフードボックス①)	バックアップフィルタ (明け替えフードボックス①)	184	第2類
ろ液受槽(2)	ろ液受槽(2)	190	第3類
投入ボックス	投入ボックス(1), (2)	211	第2類
溜液受槽	溜液受槽	231	第3類
粉砕機	フードボックス	237	第2類
	フードボックス (粉砕機)	238	第2類
	粉砕機	237	第2類
スクラップ仮焼炉	フードボックス (スクラップ仮焼炉)	239	第2類
	スクラップ仮焼炉	239	第2類
ヒュームフード(1)	ヒュームフード(1)	242	第2類
ヒュームフード(2)	ヒュームフード(2)	243	第2類
箱型乾燥機	箱型乾燥機	244	第2類
	箱型乾燥機架台	244	第2類
粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	248	第2類
試験用プレス	試験用プレス	313	第2類
	試験用プレスフード(1)	314	第2類
	試験用プレスフード(2)	314	第2類
	試験用プレス架台	313	第2類
フードボックス(1)	フードボックス(1)	315	第2類
フードボックス(2)	フードボックス(2)	316	第2類
	フードボックス(2)架台	316	第2類

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメント No.2603(NRA コメント No.1120-地震1)を反映

添設表 3-4 表 波及的破壊を考慮する設備(2/4)

機器名	部位名称	安全機関番号	耐震重要度分類
フードボックス(3)	フードボックス(3)	317	第2類
ペレット配列機	ペレット配列機(1), (2)	339	第2類
	スタッカー(1)架台	339	第2類
	スタッカー(1)フレーム	339	第2類
	スタッカー(2)架台	339	第2類
	スタッカー(2)フレーム	339	第2類
	ペレット配列機(3)	339	第2類
	ペレット配列機(4)	339	第2類
ペレット寸法密度検査装置	ペレット寸法密度検査装置	345	第2類
焼結体密度検査装置	焼結体密度検査装置	346	第2類
洗浄ボックス (研削工保)	洗浄ボックス(1)	347	第2類
	洗浄ボックス(1)フード	347	第2類
	洗浄ボックス(2)	347	第2類
	洗浄ボックス(2)フード	347	第2類
研削屑乾燥機	研削屑乾燥機(1), (2)	354	第2類
フードボックス(4)	フードボックス(4)	356	第2類
フードボックス(5)	フードボックス(5)	356	第2類
ペレット明替機	ペレット明替機	357	第2類
洗浄ボックス(圧縮成型工程)	洗浄ボックス(3)	364	第2類
端面洗浄機	端面洗浄機Ⅰ系	443	第2類
	端面洗浄機Ⅱ系	443	第2類
端栓周溶接装置	上部端栓周溶接装置Ⅰ系	445	第2類
	上部端栓周溶接装置Ⅰ系架台	445	第2類
	下部端栓周溶接装置Ⅰ系	445	第2類
	上部端栓周溶接装置Ⅱ系	445	第2類
	下部端栓周溶接装置Ⅱ系	445	第2類
He加圧溶接装置	He加圧溶接装置Ⅰ系	445	第2類
	He加圧溶接装置Ⅱ系	445	第2類
高電圧検査装置	燃料棒搬送装置 (供給部)	454	第2類
	燃料棒搬送装置 (搬送部)	454	第2類
	燃料棒搬送装置 (検査部)	454	第2類
γ線非実装置	γ線非実装置	455	第2類

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメント No.2603(NRA コメント No.1120-地震1)を反映

附属設3-4表 波及的破損を考慮する設備(3/4)

機器名	部位名称	安全機能番号	耐震重要度分類
気体廃棄設備(1)給気ファン(1)	9S	609	第3類
	19S	609	第3類
	6AH	609	第3類
	7AH	609	第3類
	12AH	609	第3類
気体廃棄設備(1)排気ファン(1)	排気ファン(圧置き型)(16RE)	610	第2類
	排気ファン(圧置き型)(19E)	610	第2類
スクラバ(精煉・還元炉、乾燥機系統)	スクラバ	626	第3類
水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)	630	第3類
アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)	アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)	631	第3類
気体廃棄設備(1)排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)	排ガス冷却装置	632	第2類
	排ガス冷却装置架台	632	第2類
気体廃棄設備(1)コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)	コンデンサ	633	第2類
スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	634	第3類
スクラバ(分析系統)	スクラバ(分析系統)	638	第3類
気体廃棄設備(2)給気ファン(1)	39A	641	第3類
気体廃棄設備(2)給気ファン(2)	12A	641	第3類
気体廃棄設備(3)給気ファン(1)	AHU-4(ファン側)	654	第3類
	AHU-4(コイル側)	654	第3類

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月20日面談コメント反映案

備考

コメント No.2603(NRA コメント No.1120-地震1)を反映

添説表3-4表 波及的破壊を考慮する設備(4/4)

機器名	部位名称	安全機能番号	耐震重要度分類
転換第1廃液貯槽	転換第1廃液貯槽	707	第3類
洗浄液受槽	洗浄液受槽	709	第3類
洗浄液バグフィルタ	洗浄液バグフィルタA	710	第3類
	洗浄液バグフィルタB	710	第3類
ろ液受槽	ろ液受槽	712	第3類
ろ液バグフィルタ	ろ液バグフィルタA	713	第3類
	ろ液バグフィルタB	713	第3類
転換第2廃液貯槽	転換第2廃液貯槽	719	第3類
混合槽	混合槽	721	第3類
集水槽(チェック)	集水槽(チェックタンク)A	723	第3類
	集水槽(チェックタンク)B	723	第3類
	集水槽(チェックタンク)C	723	第3類
廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	液貯槽(廃液貯槽)	725	第3類
集塵機	集塵機	792	第3類
クレーン	クレーン(2)	797	第3類
	クレーン(3)	797	第3類



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
<p>1. ダクトの耐震設計の基本方針</p> <p>本資料は、ダクトの耐震設計についての基本方針を説明するものである。</p> <p>ダクトの耐震設計を行う場合には、そのダクトの耐震重要度分類、仕様、形状、設置場所等を考慮してダクトを分類し、定められた設計用地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように耐震性を確保する。</p> <p>ダクトの耐震性を確保する手法として、標準支持間隔法がある。標準支持間隔法とは、ダクトを直管部、曲がり部、分岐部及び集中質量を有する直管部の標準的な要素に分け、各要素の設計用地震力による応力等が許容限界を満足するように支持間隔を定め、この支持間隔以内に支持点を設定する方法である。</p> <p>弁、ダンパ類については、ダクトより剛構造のものを使用するため発生曲げモーメントは小さくなる。一方、集中質量部の支持間隔を求める際には、弁、ダンパ類もダクトと同一仕様としたうえで、弁、ダンパ類の質量を付加することで安全側の評価を行っている。このため、弁、ダンパ類の耐震計算は、質量を付加したダクトの耐震計算により包絡される。</p> <p>耐震重要度分類第1類及び第2類配管については、5次申請書「添付説明書一般3-3 ダクトの耐震性に関する説明書」に従い支持点を設定する。耐震重要度分類第3類ダクトについては、5次申請書「添付説明書一般3-3 ダクトの耐震性に関する説明書」に従い「建築設備耐震設計・施工指針」の標準支持間隔以内に支持点を設定する。</p> <p>2. 基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等</p> <p>対象となるダクトの基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本仕様、性能、個数、設置場所：別添1仕様表</li> <li>・基本図面：別添1 I-3-2添付図面（設備・機器）*</li> </ul> <p>*：各設備・機器が参照する基本図面を仕様表の添付図面に示す。</p>	<p>1. ダクトの耐震設計の基本方針</p> <p>本資料は、ダクトの耐震設計についての基本方針を説明するものである。</p> <p>ダクトの耐震設計を行う場合には、そのダクトの耐震重要度分類、仕様、形状、設置場所等を考慮してダクトを分類し、定められた設計用地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように耐震性を確保する。</p> <p>ダクトの耐震性を確保する手法として、標準支持間隔法がある。標準支持間隔法とは、ダクトを直管部、曲がり部、分岐部及び集中質量を有する直管部の標準的な要素に分け、各要素の設計用地震力による応力等が許容限界を満足するように支持間隔を定め、この支持間隔以内に支持点を設定する方法である。</p> <p>弁、ダンパ類については、ダクトより剛構造のものを使用するため発生曲げモーメントは小さくなる。一方、集中質量部の支持間隔を求める際には、弁、ダンパ類もダクトと同一仕様としたうえで、弁、ダンパ類の質量を付加することで安全側の評価を行っている。このため、弁、ダンパ類の耐震計算は、質量を付加したダクトの耐震計算により包絡される。</p> <p>6次申請の対象である耐震重要度分類第1類及び第2類ダクトの仕様は、5次申請書「添付説明書一般3-3 ダクトの耐震性に関する説明書」に包絡されるため、同説明書に従い支持点を設定する。耐震重要度分類第3類ダクトについては、5次申請書「添付説明書一般3-3 ダクトの耐震性に関する説明書」に従い「建築設備耐震設計・施工指針」の標準支持間隔以内に支持点を設定する。</p> <p>2. ダクトの設計方針及び手順</p> <p>2. 1. 耐震設計上の原則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ダクトは、適切な支持を講ずることにより地震力による曲げモーメントの低減を図るものとする。</li> <li>(2) 支持構造物は、ダクトの地震荷重、及び自重による荷重に対して十分な強度を持たせる。</li> <li>(3) 計算に用いる寸法は公称値を用いる。</li> </ol> <p>2. 2. 設計手順</p> <p>ダクトの耐震設計は、建物・構造物、機器・配管・トレイ等ダクト以外の設備との関連を十分に考慮した上で、総合的な調整をする。</p>	<p>コメント No.2605(NRA コメント No.1120-地震3)を反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
	<p>3. ダクトの設計方針</p> <p>3. 1. ダクトの構造</p> <p>ダクトの構造は、溶接型、スパイラル型及びびね折型とし、その形状は角ダクト、丸ダクトを用いるものとする。更に、保温材を施工するものと施工しないものがあるが、いずれも薄板構造である。</p> <p>3. 2. 解析方法</p> <p>ダクトの耐震設計に関しては、薄板構造としての特殊性及びその形状を考慮して座屈評価を行い安全側に耐震計算を行う。ダクトの支持設計においては、施工方法、ダクトの側面条件を考慮の上、標準支持間隔法により、設計地震力によりダクトに生じる曲げモーメントが許容座屈曲げモーメント以下となる最大支持スパン以下となるように支持する。</p> <p>標準支持間隔法は、ダクトを直管部、曲がり部、分岐部及び集中質量を有する直管部の標準的な要素に分け、各要素の設計用地震力による曲げモーメントが許容座屈曲げモーメント以下となるように支持間隔を定める。なお、塩化ビニルダクトについては各要素の設計用地震力による曲げモーメントが許容応力以下となるように支持間隔を定める。</p> <p>4. 基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等</p> <p>対象となるダクトの基本仕様、性能、員数、設定場所、基本図面等は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本仕様、性能、個数、設置場所：別添1仕様表</li> <li>・基本図面：別添1 I-3-2添付図面（設備・機器）*</li> </ul> <p>*：各設備・機器が参照する基本図面を仕様表の添付図面に示す。</p>	<p>コメント No.2605(NRA コメント No.1120-地震3)を反映</p>

6次申請 第1回補正(三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
<p>③ウラン回収設備(第1系列)からの廃液の流れと廃液へのウラン移行防止対策を添説6-13図に示す。  廃液区分③は、以下を考慮した設計とする。</p> <p>➢ 複数の運転員により作業投入量を確認する。(保安規定)</p> <p>➢ [10.1-設25][18.2-設25]ろ液受槽(2)からのウラン溶液漏えい防止のため、[191]ろ液受槽(2)pH異常インターロックを設置する。  ウラン回収設備(第1系列)では、沈殿槽において、溶液状のウランを過酸化水素との化学反応により固形化(沈殿)処理後、遠心分離機で固液分離処理によりウランを回収する。ろ液は、廃液としてpH調整槽(1)(2)でウラン濃度を測定、反応当量以上のアンモニアを添加して廃液中の残留ウランをさらに固形化(沈殿)回収し、廃液の処理工程へ送液している。このアンモニアによるウラン回収処理が正常に行われなければ、ウランは溶液状のまま廃液の処理工程に流出することになる。  これを防止するため、ウランがアンモニアとの化学反応により確実に沈殿処理されるように、pH調整槽(1)(2)においてウラン溶液に対するアンモニア水投入量を複数の運転員が確認して投入する管理(A部)とする。  また、ウラン回収設備(第1系列)から廃液の処理工程への出口に位置するろ液受槽(2)にpH計を設置(B部)し、ろ液受槽(2)内にある廃液のpHを常時監視する(pH調整槽で反応当量のアンモニアがない場合、廃液のpHは中性域より小さくなる)ことにより、ウラン溶液の廃液の処理工程への流出を防止する。</p> <p>➢ [10.1-設32][18.2-設28]遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、[173]遠心分離機異常インターロックを設置する。</p> <p>➢ [10.1-設23]ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)を設置する。  沈殿槽で発生するU<sub>0</sub>スラリは、遠心分離機による固液分離により液中のウランを回収することから、遠心分離機の機器異常を検知し、遠心分離機へのU<sub>0</sub>スラリ供給を停止するインターロック(C部)を設置する。  また、遠心分離機のろ液は、ウラン濃度を測定、反応当量以上のアンモニアを添加して廃液中の残留ウランをさらに固形化(沈殿)し、ろ過機(廃液用)[188]でウランを捕集する。このろ過機(廃液用)[188]の廃液放出ライン下流にはろ過機(廃液用)異常に備えて、ウラン捕集用フィルタ[189]を設置(D部)し、廃液中のウラン捕集強化を図る。</p>	<p>③ウラン回収設備(第1系列)からの廃液の流れと廃液へのウラン移行防止対策を添説6-13図に示す。  廃液区分③は、以下を考慮した設計とする。</p> <p>➢ 複数の運転員により作業投入量を確認する。(保安規定)</p> <p>➢ [10.1-設25][18.2-設25]ろ液受槽(2)からのウラン溶液漏えい防止のため、[191]ろ液受槽(2)pH異常インターロックを設置する。  ウラン回収設備(第1系列)では、沈殿槽において、溶液状のウランを過酸化水素との化学反応により固形化(沈殿)処理後、遠心分離機で固液分離処理によりウランを回収する。ろ液は、運転員が廃液としてpH調整槽(1)(2)単位でウラン濃度及び液量を測定してウラン量を確認した後、反応当量以上のアンモニアを添加して廃液中の残留ウランをさらに固形化(沈殿)したことを確認し、廃液の処理工程へ送液している。このアンモニアによるウラン回収処理が正常に行われなければ、ウランは溶液状のまま廃液の処理工程に流出することになる。  これを防止するため、ウランがアンモニアとの化学反応により確実に沈殿処理されるように、pH調整槽(1)(2)においてウラン溶液に対するアンモニア水投入量とウランの沈殿が行われることを複数の運転員が確認して、ろ液受槽(2)へ送液する(A部)ことによりウラン溶液の廃液の処理工程への流出を防止する。  さらにバックアップとして、ウラン回収設備(第1系列)から廃液の処理工程への出口に位置するろ液受槽(2)にpH計を設置(B部)し、ろ液受槽(2)内にある廃液のpH監視(pH調整槽で反応当量のアンモニアがない場合、廃液のpHは中性域より小さくなる)することにより、ウラン溶液の廃液の処理工程への流出を防止する。その具体的な手段としては、pH異常値検知により、核的制限値を設定する機器(pH調整槽(1)(2))から核的制限値を設定しない機器(ろ液受槽(2))に送液するポンプ(pH調整槽ポンプ)を停止し、ろ液受槽(2)から廃液の処理工程への自動送液を制御しないこととする(添説6-13図の緑部参照)。</p> <p>➢ [10.1-設32][18.2-設28]遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、[173]遠心分離機異常インターロックを設置する。</p> <p>➢ [10.1-設23]ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)を設置する。  沈殿槽で発生するU<sub>0</sub>スラリは、遠心分離機による固液分離により液中のウランを回収することから、遠心分離機の機器異常を検知し、遠心分離機へのU<sub>0</sub>スラリ供給を停止するインターロック(C部)を設置する。  また、遠心分離機のろ液は、ウラン濃度を測定、反応当量以上のアンモニアを添加して廃液中の残留ウランをさらに固形化(沈殿)し、ろ過機(廃液用)[188]でウランを捕集する。このろ過機(廃液用)[188]の廃液放出ライン下流にはろ過機(廃液用)異常に備えて、ウラン捕集用フィルタ[189]を設置(D部)し、廃液中のウラン捕集強化を図る。</p>	<p>コメント No.2619(NRA コメント No.1120-閉込5)を反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
<div data-bbox="360 331 931 563" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="349 587 931 609" data-label="Caption"> <p>添説図 6-13 図 ウラン回収設備 (第1系列) で発生する廃液の流れと廃液へのウラン移行防止対策</p> </div> <div data-bbox="611 1222 645 1238" data-label="Text"> <p>5528</p> </div>	<div data-bbox="1104 336 1664 635" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1093 652 1675 675" data-label="Caption"> <p>添説図 6-13 図 ウラン回収設備 (第1系列) で発生する廃液の流れと廃液へのウラン移行防止対策</p> </div>	<div data-bbox="1749 240 2094 363" data-label="Text"> <p>コメント No.2619(NRA コメント No.1120-閉込5) を反映</p> </div>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
<p>④ウラン回収設備(第2系列)からの廃液の流れと廃液へのウラン移行防止対策を添説6-14図に示す。</p> <p>廃液区分④は、以下を考慮した設計とする。</p> <p>➢ 複数の運転員により試薬投入量を確認する。(保安規定)</p> <p>➢ [10.1-設25][18.2-設25]ろ液受槽からのウラン溶液漏えい防止のため、[229]ろ液受槽 pH 異常インターロックを設置する。</p> <p>ウラン回収設備(第2系列)では、沈殿槽において溶液状のウランをアンモニアとの化学反応により固形化(沈殿)処理後、遠心分離機で固液分離処理によりウランを回収し、ろ液は廃液として廃液の処理工程へ送液している。このアンモニアによるウラン回収処理が行われなければ、ウランは溶液状のまま廃液の処理工程に流出することになる。</p> <p>これを防止するため、ウランがアンモニアとの化学反応により確実に沈殿処理されるように、沈殿槽においてウラン溶液に対するアンモニア水投入量を複数の運転員が確認して投入する管理(A部)とする。</p> <p>また、ウラン回収設備(第2系列)から廃液の処理工程への出口に位置するろ液受槽に pH 計を設置(B部)し、ろ液受槽内廃液の pH を常時監視する(pH調整槽で反応当量のアンモニアがない場合、廃液の pH は中性域より小さくなる)ことにより、ウラン溶液の廃液の処理工程への流出を防止する。</p> <p>➢ [10.1-設32][18.2-設28]遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、[226]遠心分離機異常インターロックを設置する。</p> <p>➢ [10.1-設23]ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)を設置する。</p> <p>沈殿槽で発生するADUスラリは遠心分離機による固液分離により液中のウランを回収することから、遠心分離機の機器異常を検知し、遠心分離機へのADUスラリ供給を停止するインターロック(C部)を設置する。</p> <p>また、遠心分離機の廃液放出ライン下流には遠心分離機異常に備えて、ウラン捕集用フィルタ[228]を設置(D部)し、廃液中のウラン捕集強化を図る。</p>	<p>④ウラン回収設備(第2系列)からの廃液の流れと廃液へのウラン移行防止対策を添説6-14図に示す。</p> <p>廃液区分④は、以下を考慮した設計とする。</p> <p>➢ 複数の運転員により試薬投入量を確認する。(保安規定)</p> <p>➢ [10.1-設25][18.2-設25]ろ液受槽からのウラン溶液漏えい防止のため、[229]ろ液受槽 pH 異常インターロックを設置する。</p> <p>ウラン回収設備(第2系列)では、沈殿槽において溶液状のウランをアンモニアとの化学反応により固形化(沈殿)処理後、遠心分離機で固液分離処理によりウランを回収し、ろ液は廃液として自動的に廃液の処理工程へ送液している。このアンモニアによるウラン回収処理が行われなければ、ウランは溶液状のまま廃液の処理工程に流出することになる。</p> <p>これを防止するため、ウランがアンモニアとの化学反応により確実に沈殿処理されるように、沈殿槽においてウラン溶液に対するアンモニア水投入量を複数の運転員が確認して投入する管理(A部)とする。</p> <p>また、ウラン回収設備(第2系列)から廃液の処理工程への出口に位置するろ液受槽に pH 計を設置(B部)し、ろ液受槽内廃液の pH を常時監視する(pH調整槽で反応当量のアンモニアがない場合、廃液の pH は中性域より小さくなる)ことにより、ウラン溶液の廃液の処理工程への流出を防止する。その具体的な手段としては、pH異常値検知により、核的制限値を設ける機器(ろ液受槽)から核的制限値を設定しない機器(清澄液受槽)に送液するポンプ(ろ液ポンプ)を停止する(添説6-14図の緑部参照)。</p> <p>➢ [10.1-設32][18.2-設28]遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、[226]遠心分離機異常インターロックを設置する。</p> <p>➢ [10.1-設23]ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)を設置する。</p> <p>沈殿槽で発生するADUスラリは遠心分離機による固液分離により液中のウランを回収することから、遠心分離機の機器異常を検知し、遠心分離機へのADUスラリ供給を停止するインターロック(C部)を設置する。</p> <p>また、遠心分離機の廃液放出ライン下流には遠心分離機異常に備えて、ウラン捕集用フィルタ[228]を設置(D部)し、廃液中のウラン捕集強化を図る。</p>	<p>コメント No.2619(NRA コメント No.1120-閉込5)を反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月20日面談コメント反映案	備考
<div data-bbox="353 363 945 719" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="353 730 929 751" data-label="Caption"> <p>添説図 6-14 図 ウラン回収設備 (第2系列) で発生する廃液の流れと廃液へのウラン移行防止対策</p> </div> <div data-bbox="613 1220 645 1236" data-label="Text"> <p>6550</p> </div>	<div data-bbox="1093 363 1666 727" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1099 754 1675 775" data-label="Caption"> <p>添説図 6-14 図 ウラン回収設備 (第2系列) で発生する廃液の流れと廃液へのウラン移行防止対策</p> </div>	<div data-bbox="1765 236 2078 359" data-label="Text"> <p>コメント No.2619(NRA コメント No.1120-閉込5) を反映</p> </div>